

日本貿易保険 2007年度報告書



独立行政法人 **日本貿易保険**

〒101-8359 東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館3階
Tel.03-3512-7650 Fax.03-3512-7660
<http://www.nexi.go.jp>

お問い合わせ 日本貿易保険 総務部 広報・海外グループ
Tel.03-3512-7655 Fax.03-3512-7660
E-mail:info@nexi.go.jp



この印刷物は、再生紙を使用しております。



I NEXI Mission ミッションステートメント

NEXIはお客様中心主義にたち、

- ① サービスを向上させます。
- ② 大きな安心を提供します。
- ③ 業務を効率化します。
- ④ 経営を透明にします。

NEXI行動指針

S P I R I T

SPEED スピード PROFESSIONAL 専門性 INTEGRATION 融合 REFORM 革新 IT ORIENTED 情報システム活用 TRANSPARENCY 透明性

お客様への約束

1. 安心して対外取引ができるよう、お客様のお役に立つ保険商品を提供いたします。
2. 案件形成の初期段階からご相談を承ります。
3. お客様からのご質問やご関心には、迅速に対応いたします。
4. お客様のご要望やビジネスニーズにあわせて対応いたします。
5. 保険金請求の審査を迅速に行い、保険金を早期にお支払いいたします。
6. 回収金の配分を迅速に処理いたします。

NEXIの経営理念

NEXIは、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することのできない危険を保険する事業を、常に市場の変化を先取りしてお客様のニーズに的確に対応し、効率的かつ効果的に実施することを通じて、我が国経済社会に貢献します。

NEXIの経営方針

1. NEXIは、独立行政法人として公共上の見地から事業を行っていることを自覚し、事業を通じて、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目指します。
2. NEXIは、常にお客様中心主義にたち、専門性の向上により質の高いサービスを提供し、お客様の満足度の向上と強い信頼関係の構築を目指します。
3. NEXIは、全ての経営資源を有機的に活用し、引受リスクの量的・質的拡大に取り組み、的確なリスク管理を通じて利益の増大を実現し、長期的な発展を目指します。
4. NEXIは、人材の育成と職員の自己研鑽を進め、職員の多様性を活かし、自由闊達で活力のある、社会に誇れる職場の形成を目指します。

目次

I	ミッションステートメント	1
II	理事長からのメッセージ	3
III	2007年度主要データ	7
IV	主な引受プロジェクト	11
V	環境社会配慮確認の実施	19
VI	2007年度実績報告	21
VII	2007年度決算報告	27
VIII	第二期中期計画	33
IX	独立行政法人日本貿易保険の概要	35
X	お客様憲章	37

II Message from the Chairman 理事長からのメッセージ



理事長 今野 秀洋

日本貿易保険（Nippon Export and Investment Insurance “NEXI”）は、2001年4月の創立以来、お客様へ「大きな安心」を提供できる貿易保険サービスを目指して日夜努力してまいりました。これまで皆様にはNEXIの活動に対し、常に温かいご理解とご支援を賜りましたことを心から御礼申し上げます。

昨年の独立行政法人の整理合理化の議論の結果、2007年12月の閣議において、NEXIについては「経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行する。」ことが決定されました。また、株式の政府の常時全額保有、業務運営に関する経済産業大臣の指揮監督、信用の維持等についての措置を貿易保険法において講じることも確認されたところです。新たな特殊会社となりましてもNEXIの信用力は、国による再保険制度により、日本国政府と同等のものが維持されることには変わりはありません。この制度改正を契機に、貿易投資立国に不可欠な機能となっております貿易保険事業をさらに一層効率的に実施できるよう努力してまいります。

私どもは規制緩和の進展による新たなビジネス環境についても積極的にとらえ、NEXIの憲法とも言えるお客様憲章を基本とし、お客様の真のニーズに合ったサービスの向上に取り組んでいます。2007年4月より、規制緩和の徹底を目指して、組合包括保険制度に付保選択制が導入されましたが、お客様のニーズに対応した商品開発、リスクに適切に対応した料率体系など新たなサービスの提供を行ってまいりました。一連の改革の結果、2007年度の保険引受金額は、前年度比36%減の9.5兆円となりましたが、これによってむしろNEXIは市場の試練に耐える体質になったと考えております。

また、公共機関としての責任を果たすべく、資源エネルギーの確保、中小企業の国際展開の支援など常に国の政策と連携して事業を実施しております。2007年4月より引受を開始しました「資源エネルギー総合保険」については、複数の引受・内諾を行うなど資源エネルギーの安定確保という我が国の重要課題に積極的に貢献しております。

さらに、欧米やアジアの輸出信用機関（ECA）との再保険協定などの連携を強化することに加え、新たにイスラム投資・輸出保険機関（ICIEC）との協力協定を締結するなど国際的な協力を進めることにより、国際展開を進める日本企業の活動への支援に一層力を入れています。

今後様々なリスクの増大も懸念される国際金融市場の下、我が国の政府系ECAとしてのNEXIの責任は大きくなるものと考えております。私どもは常にお客様中心主義の立場にたち、ニーズに合った貿易保険サービスを提供するため、職員一同一丸となって努力してまいります。今後とも皆様のご支援とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

NEXIはお客様のご要望にお応えし、
質の高いサービスの提供に
努めています。



全額政府出資の特殊会社化に向けて対応を進めています。

2007年12月、独立行政法人全体の見直しについてまとめられた「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定され、NEXIについては、「経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行する」こととなりました。政府による株式の常時全額保有、経済産業大臣の指揮監督、信用維持等について貿易保険法において措置を講じることが確認されました。その後、産業構造審議会貿易保険小委員会において、今後の貿易保険制度の在り方に関する検討が行われ、①会社法の法的枠組み、ガバナンスの強化を前提として、経営の自由度の確保により経営のスピードや柔軟性を高めること、②政策的効果の発揮やユーザーに対するサービスの向上を図ることを見直しの基本的方向とする中間取りまとめが発表されました。この中で指摘された貿易保険の運営の在り方、NEXIの組織の在り方を踏まえ、商品開発ニーズの把握など、新たな株式会社に向けた所要の準備に着手しています。

資源エネルギー総合保険の引受を開始し、資源の安定確保に貢献しています。

資源・エネルギーの「安定供給確保」という政府の重点政策に対応して、NEXIでは、2007年4月に「資源エネルギー総合保険」を創設し、引受を開始しました。この保険は、我が国企業によるエネルギー・鉱物資源の権益取得、引取案件に対して銀行等が貸し付けるシニアローンや出資者が拠出する劣後ローンの保険料率を従来の料率比50%～70%引き下げるとともに、非常リスクのカバー範囲も100%に引き上げました。2007年度は、カザフスタンのウラン鉱山開発プロジェクト、マダガスカル・ニッケル鉱山プロジェクトなどの内諾・引受を行い、その後も引受及び相談案件が順調に拡大しています。2008年1月には、同保険の引受枠を3000億円から1兆円に拡大させました。一方、2007年度においても、G・Hカテゴリーの資源保有国で引受方針が停止・条件付き引受となっていた国について、最新の経済情勢等を踏まえ、引受条件（リスク軽減措置、外貨獲得案件）等の緩和など引受方針の見直しを実施しました。今後も、我が国企業によるエネルギー資源や鉱物資源の開発案件や日本への安定供給に資する案件を最重要案件と位置づけ、積極的に取り組んでいく方針です。

海外投資保険、海外事業資金貸付保険を一層ご利用しやすいものとなりました。

我が国企業の海外展開や資源エネルギー投資をより強力に促進する観点から、2006年度において海外投資保険の抜本的見直しを行いました。2007年度においても引き続きニーズに対応した見直しを行いました。非常危険の発生後、非常事故の確定前に質権が実行された場合、従来では、被保険利益は質権者に移転してしまうことから、元々の被保険者であるお客様が保険金を請求できないことになっていましたが、運用基準を見直し、このような場合でも損失をカバーできるようにしました。

一方、海外事業資金貸付保険では、2007年7月より料率引き下げ等適切な見直しを行い、多様化する我が国企業のグローバルな経済活動の支援や資源・エネルギーの安定確保あるいはアジア等のインフラ整備などに一層戦略的・重点的に取り組んでいきます。

組合包括保険制度について、さらなる商品性の向上を図りました。

2007年4月より、組合包括保険に付保選択制（輸出組合の組合員であっても、組合包括保険以外の保険を利用することが可能）を導入、先進国子会社向け取引の付保申込義務の撤廃など商品性の向上を図りました。2008年4月からは、貿易一般保険（2年未満）等の制度見直しとして、次のような制度改正を行いました。

- ①設備包括保険等について、「子会社等」を付保義務対象から除外するオプション制度の導入
 - ②化学品・鉄鋼組合包括保険について信用危険をてん補しないこととし、お客様の保険利用の選択肢を拡大
 - ③設備材包括保険等について、基本料率及びオプション特約に関する保険料率の見直し
 - ④化学品・鉄鋼組合包括保険について、輸出契約金額が増額となった場合についても小規模変更は内容変更手続きなしに自動的にてん補する制度の導入
- 日々刻々と変化する海外取引実態とそれに伴う付保ニーズの変化に対応し、お客様の満足度向上を目指して、今後とも制度面での見直しに取り組んでまいります。



企業総合保険についても、ニーズに対応した制度の見直しを行いました。

組合包括保険の他、企業総合保険についても、2008年4月の制度改正として、①「子会社等」を付保義務対象から除外するオプション制度の導入、②外貨(ドル・ユーロ)建て割増保険料の引下げ(27%→10%)、③基本料率及びオプション特約に係る保険料の見直しなどを行いました。

中小企業の皆様の海外市場へのチャレンジを積極的に応援しています。

中小企業の皆様の海外市場へのチャレンジを支援するため、2005年4月、中小企業の方々のみを対象とした「中小企業輸出代金保険」を創設して以来、数多くの中小企業の皆様に本保険のご利用をいただいております(2007年度の引受実績：204件、3.7億円)。2007年度には政府系金融機関との連携によるセールスチャネルの多様化を図るなど、さらなる利用拡大に努めています。本保険の主な特徴は、以下のとおりです。

- ユーザンス180日以内の本邦からの輸出を対象に、代金が回収できない場合に損害の95%をてん補します。
- 輸出を行う中小企業の方々への銀行融資を促進するため、本保険を銀行と提携して販売しており、提携銀行の窓口で保険のお申し込みをいただくことが可能です。
- 保険金請求権への質権設定手続の簡素化等、諸手続の思い切った簡素化・迅速化を図り、利便性を高めています。

One Stop Shopを実現するために、海外ECAからの再保険を実施しています。

NEXIでは、国際共同プロジェクトに対する我が国企業のビジネスニーズに迅速かつ的確に応えるため、海外輸出信用機関(ECA)からの再保険引受を可能とすべく、11の機関とOne Stop Shop再保険協定を締結しています。2007年度は、ECAからの再保険の引受金額は前年度と比較して2倍に増加しています(07年度：547億円、06年度：268億円)。この再保険は、日本企

業が外国企業と共同で国際プロジェクトを実施する場合に、外国企業の国のECAが一元的にプロジェクト全体について貿易保険を引受け、そのうち日本企業分をNEXIが再保険で引き受ける仕組みであり、保険申込窓口を一元化することにより、お客様の取引コスト削減及びフレキシブルなファイナンス組成を実現するものです。(主な引受プロジェクトP18参照)。

アジア再保険を通じてアジア立地企業の輸出を応援しています。

NEXIは、アジア諸国に進出している日系企業の活動を支援するため、アジア諸国のECAと再保険協定ネットワークの強化に努めています。既に2004年度にシンガポールのECICSと2006年度にはマレーシアのマレーシア輸銀との間で再保険協定を締結し、ECAが日系企業から貿易保険を引き受けた場合に、NEXIが再保険を引受けることが可能となっています。NEXIの再保険により、日系企業の現地ECA利用が促進され、輸出入に伴うリスクのヘッジがより容易になるものと期待されます。引き続き各国との再保険ネットワークの拡充を進めて、我が国企業の国際的な事業展開を積極的に支援していきます。

国際投資・金融機関との連携を強化しました。

資源開発、産業投資やインフラ整備にかかる有望プロジェクトの発掘、NEXIの貿易保険付保によるリスク軽減による日本企業の投資の拡大を目指して、2008年1月、アブダビ首長国国営の国際投資会社であるムバダラ開発との間で、情報交換などを内容とする協力協定を締結しました。また、2008年5月には、イスラム投資・輸出保険機関(ICIEC)と日本企業の対アフリカ貿易・投資等を後押しすべく、協調保険や再保険、情報交換を柱とした協力協定を締結しました。これにより、我が国企業の貿易投資が、中東やアフリカ地域での資源確保等の戦略的な貿易・投資の促進に繋がることが期待されます。

パリクラブリスケットン補割れ債権買取サービスを拡充しました。

NEXIでは、お客様の保険事故債権に係わる資産管理の効率化及び債権管理コストの削減に資すること等を目的として、2002年にパリクラブリスケットン補割れ債権の譲渡承認制度を導入し、これまでに1000億円を超える譲渡承認を実施してきました。また、お客様サービスの向上等の観点から、2004年には重債務貧困国(HIPCs)向けパリクラブリスケットン補割れ債権のNEXIへの譲渡承認制度を導入し、これまでに約65億円の債権買取を実施してきました。さらに、本制度の拡充の観点から、2007年10月より、HIPCs向け以外のパリクラブリスケットン補割れ債権についてもNEXIへの譲渡を可能とすることとし、2007年度は、ドミニカ共和国、パキスタン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ケニア、クロアチアを対象に合計約4.4億円の債権買取を実施しました。

環境社会配慮ガイドライン見直し作業に着手しました。

2007年6月のOECDコモンアプローチ改訂等の環境を巡る国際的な議論等を踏まえ、2007年11月より、貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(NEXI環境ガイドライン)の見直し作業に着手しました。見直しに当たっては、同様の環境ガイドラインを有する国際協力銀行(国際金融等業務)とともに、公開のコンサルテーション会合を開催し、広くご意見を伺い適切に進めています。今後ともNEXI環境ガイドラインに基づき、保険契約の対象となるプロジェクトについて、プロジェクト実施者による環境社会配慮が適切になされているか確認を行ってまいります。

(財)貿易保険機構の解散に伴い、一部事業の直接実施化を行いました。

長年にわたり、NEXIとともに我が国の貿易保険制度を支えてきた(財)貿易保険機構が2008年3月末をもって解散したことに伴い、同財団法人に委託していた貿易保険の申込みに必要な海外取引先の登録業務、受付業務、海外取引先の信用調査等をNEXIとして直接



実施することとしました。お客様にご迷惑をおかけしないことを第一に検討を進め、円滑な業務移転を実現しました。今後とも業務の改善等を行い、サービスの向上に努めていきます。

WEBサービスの向上により手続きの簡素化、サービスのスピードアップに努めています。

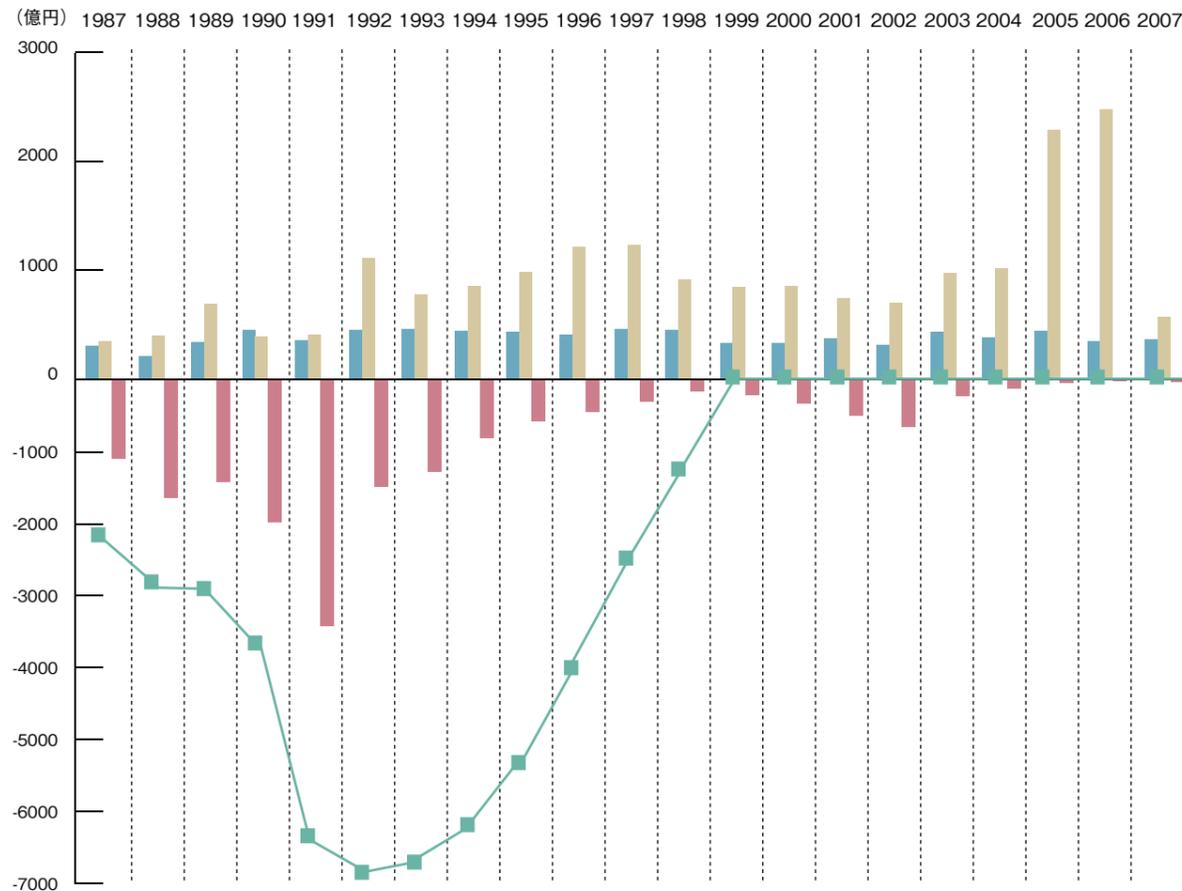
2006年12月の新しい貿易保険情報システム(愛称「SPIRIT ONE」)の稼働に伴い、WEBサービス(電子申請・情報発信サービス)を開始しました。WEB申請サービスによる主な手続きの簡素化は次のとおりです(07年4月～)。

- 台帳ファイルアップロード(貿易一般包括保険：企業総合保険、設備財、消費財(鋼材・化学品))：FDまたはメールで申請していたエビデンスレス案件の申込みがネット上でデータ転送することで申請が可能。
- 台帳個別入力(貿易一般包括保険：企業総合保険、設備財)：OCRシート等で申請していた保険申込みがネット上で1案件ごとに画面入力が可能。
- 個別保証枠申請(買一・個別、設備財、輸出手形保険)：同上
- 決済・稟戻通知(買一・個別、設備財、輸出手形保険)：同上
- 輸出契約等締結通知(限度額設定型貿易保険)：メールで通知していた毎月の輸出契約締結通知をネット上でデータファイルを転送することで通知が可能。
- 環境スクリーニング(買一、B/C、投資、海事)：紙媒体で申請していたフォームを1案件毎に画面入力が可能。
- 危険発生・損失発生通知(買一、手形、B/C)：紙媒体で申請していた通知がネット上で1案件毎の画面入力が可能。
- 入金通知(買一、手形、B/C)：同上
- WEB試算(詳細版)：より詳細な条件を指定することで、多様な契約パターンに対応できる保険料シミュレーション機能を全保険種で提供。
- 海外商社名簿照会：海外商社名簿がネット上で閲覧できるサービスを提供。



III Main Data for Fiscal Year 2007 2007年度主要データ

1 貿易保険事業収支の推移 (1987年度～2007年度)



主な世界情勢

- 1987年: プラツクマンデー
- 1988年: イラン・イラク戦争停戦
- 1989年: バルリンの壁開放
- 1990年: パリクラブ中南米等24ヶ国リスケ合意
- 1991年: ドイツ再統一
- 1992年: イラクによるクウェート侵襲
- 1993年: 湾岸戦争
- 1994年: ノルウェー連邦解体
- 1995年: ホスニア・ヘルツェゴビナ紛争
- 1996年: 欧州連合(EU)創設
- 1997年: カーター元大統領全日成北朝鮮首席会談
- 1998年: WTO発足
- 1999年: ベルリン日本大使公邸人質事件発生
- 2000年: アジア通貨危機
- 2001年: 2000年問題
- 2002年: EU単一通貨ユーロ導入
- 2003年: プラツクマンデー(99年にはモラトリアム宣言)
- 2004年: ロシア財政危機
- 2005年: アジア通貨危機
- 2006年: サブプライム住宅ローン問題
- 2007年: タイ軍事クーデター

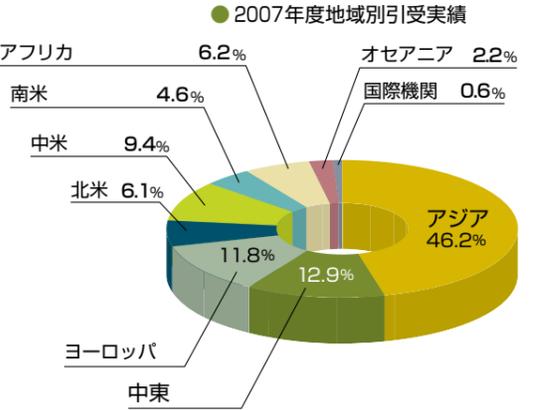
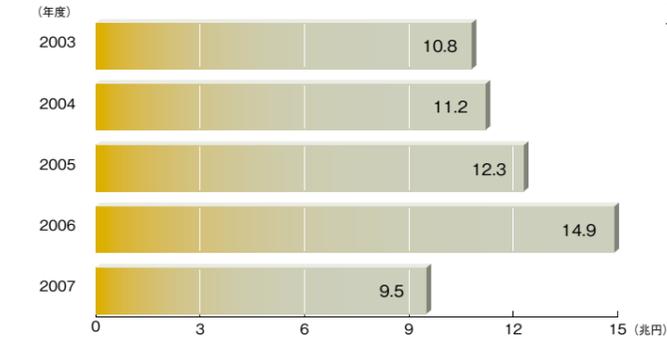
年度	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
保険料収入	304	213	342	448	357	447	462	441	435	410	460	454	332	329	373	313	432	380	438	349	368
回収金等収入	349	400	693	387	407	1,112	773	852	983	1,212	1,230	913	846	853	745	702	977	1,014	2,287	2,473	575
支払保険金	1,095	1,648	1,427	1,986	3,419	1,482	1,280	806	571	444	302	167	216	324	499	651	230	129	37	24	38
期末借入残高	2,195	2,848	2,941	3,698	6,378	6,886	6,744	6,224	5,360	4,041	2,518	1,278	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※現金ベース。保険料収入は、返還保険料控除後の金額

2 引受実績

●2007年度の引受実績は、前年度比36.0%減の9.5兆円でした。

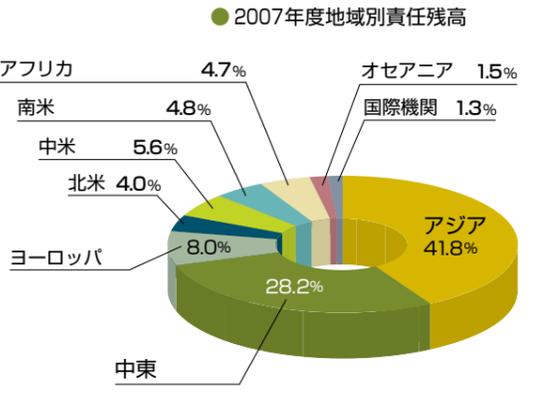
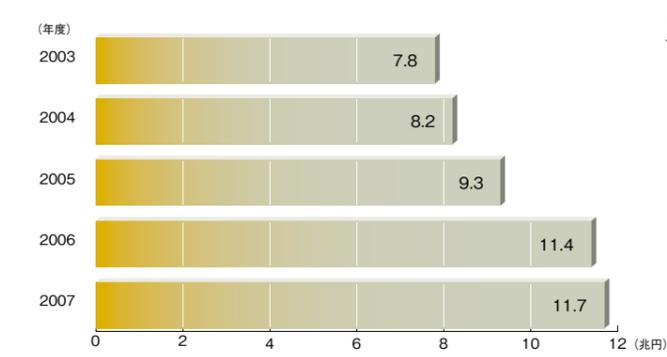
●引受実績推移



3 責任残高

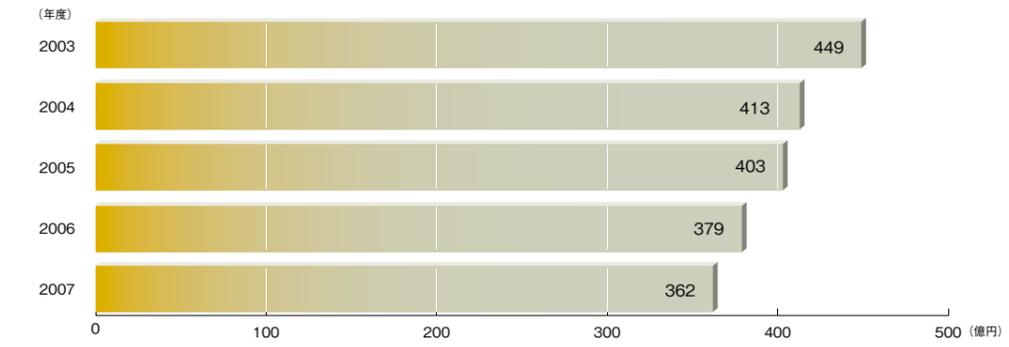
●2007年度の責任残高は、前年度比2.4%増の11.7兆円でした。

●責任残高



4 保険料収入

●2007年度の保険料収入は、前年度比4.5%減の362億円となりました。(元受収入保険料と受再保険料を含みます)

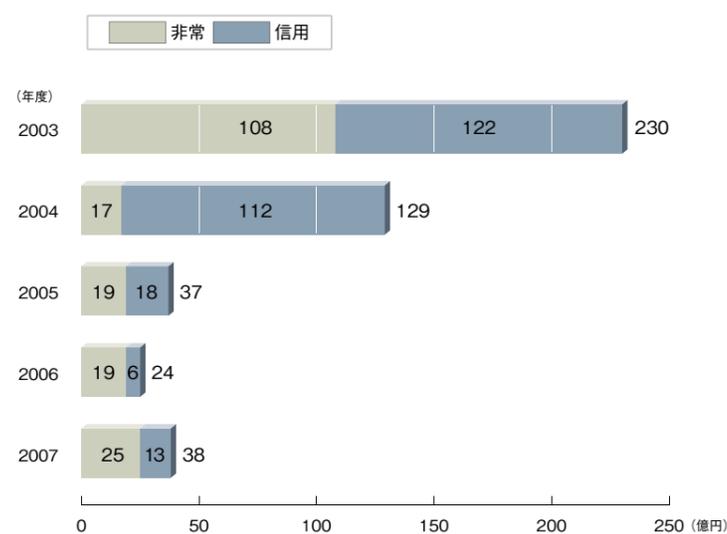




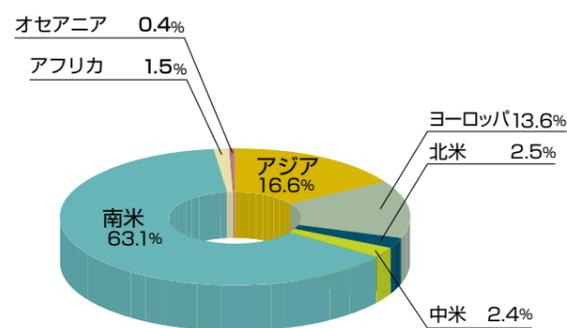
5 支払保険金

●2007年度の支払保険金の総額は、前年度比56.3%増の38億円となりました。

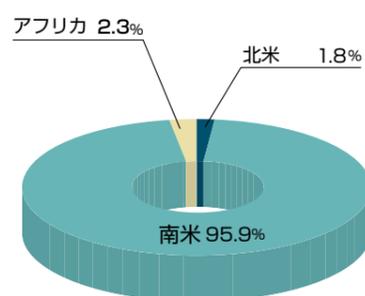
●非常・信用別支払保険金



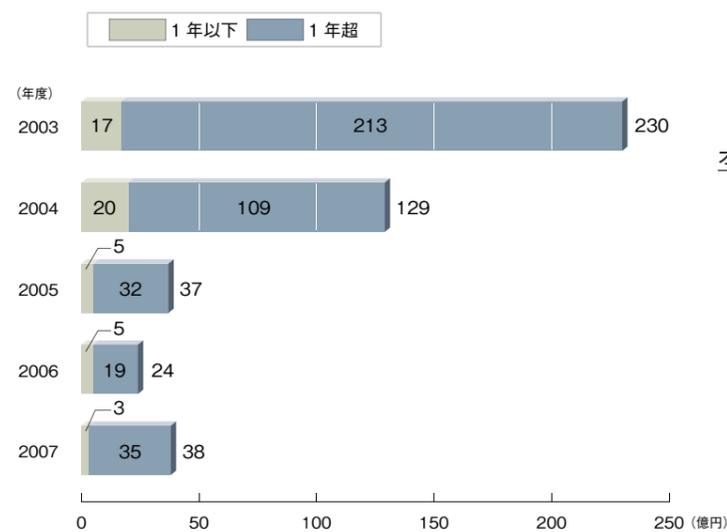
●2007年度地域別支払保険金



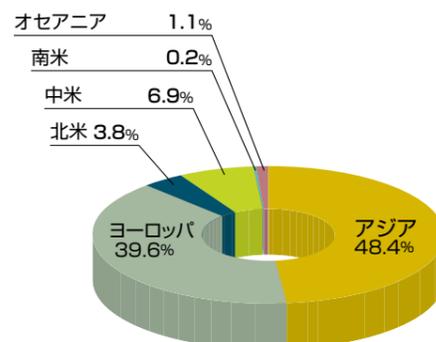
●2007年度地域別支払保険金(非常)



●責任期間別支払保険金



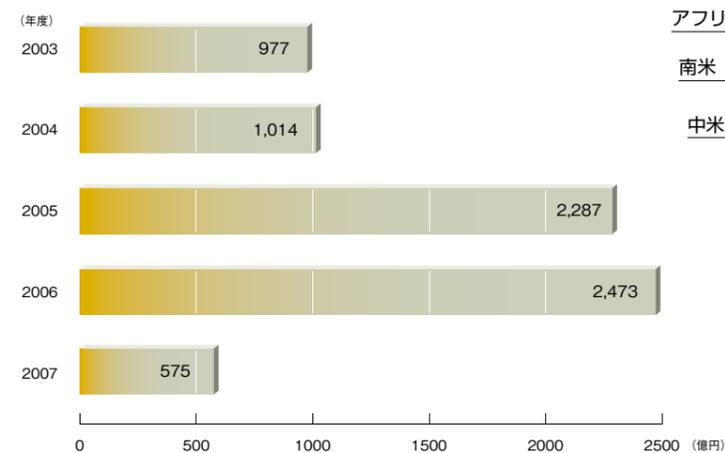
●2007年度地域別支払保険金(信用)



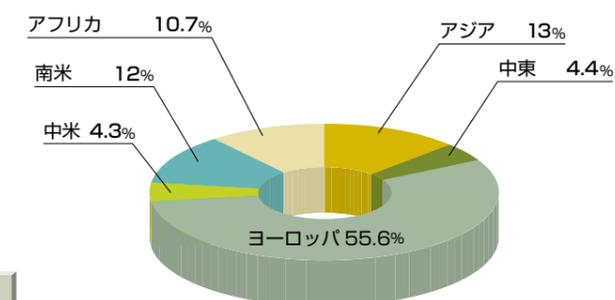
6 回収金

●2007年度の回収金の額は、前年度比76.8%減の575億円となりました。

●回収金



●2007年度地域別回収金



IV Main Projects Recently Underwritten 主な引受プロジェクト



● インドネシア Kangean 鉱区プロジェクト

三菱商事株式会社が、インドネシア共和国東ジャワ州東部沖に位置する、Kangean 鉱区の権益を保有するプロジェクト会社株式の取得のために投資した、約1億8千万ドルに対して、NEXI は海外投資保険の引受を行いました。Kangean 鉱区では天然ガス約6,000立方フィート/日、原油約600バレル/日(2006年の平均生産量)が生産されています。また同鉱区内では今後開発を予定しているガス田、油田が複数存在しており、新たな天然ガス・原油の発見も期待されています。本件は、ガス・石油の開発事業を重点戦略分野の一つとして位置付けている、三菱商事株式会社の海外における資源権益取得を支援する案件です。

保険契約締結 2008年4月



● シンガポール 半導体製造装置

東京エレクトロン株式会社、大日本スクリーン製造株式会社、及び株式会社ニコンが、シンガポール共和国の半導体メーカーであるChartered Semiconductor Manufacturing Ltd. (CSM 社) 向けに受注した半導体製造装置輸出事件に対して、NEXI は、国際協力銀行と三井住友銀行が供与する約300億円のうち、半分にあたる約150億円について貿易代金貸付保険の引受を行いました。

保険契約締結 2008年3月



● タイ TTA 船舶

住友商事株式会社が、株式会社大島造船所(長崎)建造の2隻のバルクキャリア(ばら積み船)をタイ王国の大手海運事業者であるTTA (Thoresen Thai Agencies Public Company Limited) グループに対して輸出する案件において、当該船舶購入のための融資に関し、NEXI は、国際協力銀行と民間金融機関(ソシエテジェネラル銀行東京支店)が供与する約64億円のうち、半分にあたる約32億円(民間金融機関部分)に対し、貿易代金貸付保険の引受を行いました。

本件は、創業以来約400隻のバルクキャリアを建造してきた我が国株式会社大島造船所の輸出を支援する案件です。

保険契約締結 2008年1月



● 中国 紙・パルプ工場新設プロジェクト

王子製紙株式会社が、中華人民共和国・江蘇省南通市に南通市経済技術開発区総会社と合併で07年10月に設立した江蘇王子制紙有限公司(中国語名)への出資(約8億2千万米ドル)に対して、海外投資保険の引受を行いました。本プロジェクトは、08年年初に着工し、10年後半に1台目の年産40万tの高級紙生産設備が稼動する予定であり、その後、年産70万tのクラフトパルプ設備と2台目の年産40万tの高級紙生産設備を稼動させることになっています。

海外投資保険は、海外に生産拠点を設立することを計画している日本企業の円滑な投資に貢献するものです。

保険契約締結 2007年7月





● イエメン

イエメンLNGプロジェクト

イエメン共和国において仏TOTAL社等がスポンサーとして実施するイエメンLNGプロジェクト向けプロジェクト・ファイナンスに関し、NEXIは民間金融機関(株式会社三菱東京UFJ銀行等)が融資する8千万米ドルに対して、貿易代金貸付保険の引受を行いました。本プロジェクトにおいて、イエメン共和国はMarib油・ガス田に賦存する天然ガスを有効利用し、外貨収入の増大及び現地雇用の創出を図っており、同国にとって大変意義のある案件と言えます。本プロジェクトへは、日揮株式会社等がLNGプラント等の輸出者として、また株式会社三菱東京UFJ銀行がNEXI・JBICトランシェの幹事銀行として参画しています。

保険契約締結 2008年5月



写真提供：イエメンLNG社

● トルコ

ボスポラス海峡横断鉄道整備事業第二期プロジェクト

トルコ共和国・港湾・空港建設公団が行うボスポラス海峡横断鉄道整備事業において丸紅株式会社が仏アルストム社およびトルコ・ドギュス社との国際コンソーシアムにより受注した案件に対し、NEXIは貿易一般保険の引受を行いました。

本整備事業ではボスポラス海峡への海底鉄道トンネル敷設ならびに周辺鉄道路線の改修工事が計画されており、先行の第一期工事における海底鉄道トンネル建設(日本政府円借款供与案件)に続き、本第二期案件では事業対象路線63.0km区間の陸上第三路線増設、給電設備建設、電化・信号・通信設備改修、駅舎改築・車両基地建設等が実施される予定です。本鉄道整備事業の遂行により、イスタンブール市の慢性的な交通渋滞の緩和が見込まれています。

保険契約締結 2007年8月



● サウジアラビア

シュケイク-2 IWPP プロジェクト

三菱重工業株式会社がサウジアラビア王国のシュケイク水・電力会社(Shuqaiq Water and Electricity Company: SqWEC)より受注した原油焚き火力発電設備および海水淡水化設備建設案件について、NEXIは貿易一般保険の引受を行いました。

IWPP(Independent Water & Power Producer)会社であるSqWECはサウジアラビア水・電力会社(Water and Electricity Company: WEC, サウジ電力会社(SEC)とサウジ海水淡水化公団(SWCC)折半出資の合併企業)との間で20年間にわたる電力・水の供給契約を締結しており、それに基づき同国シュケイク地区に総出力1,020MWの火力発電設備と日産216,000m³を供給する海水淡水化設備を新たに建設するというものです。生産された電力・水は民生用としてアブハ・ジザン等の南部都市へ供給される予定です。

本プロジェクトは順調な経済発展と人口増加を続けるサウジアラビア王国において計画されている大型IWPP案件の一つであり、電力・飲料水供給不足解消への寄与が見込まれております。本件の引受は、日本にとり最大の原油輸入国である同国との関係強化に資する意義深いものであるといえます。

保険契約締結 2007年5月

● カザフスタン

鉱山ウラン開発プロジェクト

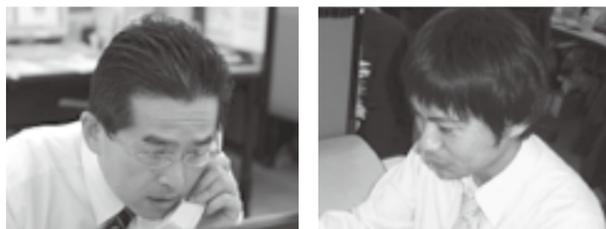
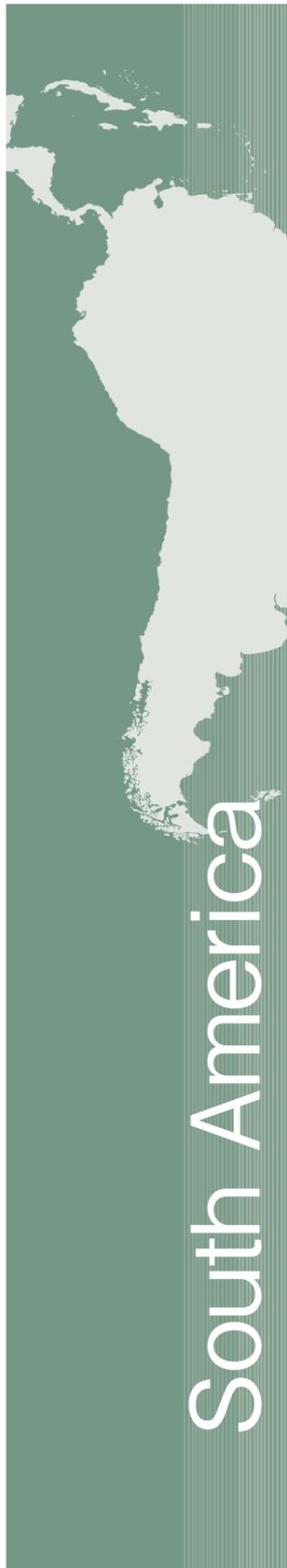
2007年4月に甘利経済産業大臣(当時)率いるカザフスタン官民共同ミッションの際、NEXIは同国の国営原子力公社であるカザトンプロム社との間で協力協定を締結し、ウラン引取にかかる融資を対象に引受枠5億米ドルを設定することを決定しました。

また、2007年8月には、本引受枠を活用し、カザフスタン共和国の新規ウラン鉱山開発・生産プロジェクトに対する本邦銀行団(シティバンク等)からの融資3千万米ドルに対して、海外事業資金貸付保険の引受を行いました。なお、本件は2007年4月に創設した

「資源エネルギー総合保険」を適用する第1号案件となります。カザフスタン共和国はウラン賦存量で世界第2位の資源国であり、我が国の安定的なエネルギー資源確保及び供給多様化への貢献が期待されます。

保険契約締結 2007年8月





● ブラジル

ヴァーレ向け保険引受枠の設定

2008年5月14日、NEXIはブラジル連邦共和国の世界有数の鉱物資源開発会社 Companhia Vale Do Rio Doce (呼称Vale:ヴァーレ)と我が国あるいは日本企業への裨益に繋がる可能性のある同社の鉱物資源開発を支援するべく、資源エネルギー総合保険と海外事業資金貸付保険を前提にしたUS20億ドルの保険引受枠を定めた覚書(Umbrella Note of Mutual Understanding)を締結しました。この覚書の調印は、甘利経済産業大臣(当時)をはじめ、経済産業省やヴァーレ等の関係者が見守るなか、ヴァーレのアネリ社長とNEXIの今野理事長との間で行われました。

NEXIでは本覚書を締結することにより、同社の鉱物資源開発プロジェクトを推進する体制が整備され、迅速かつ円滑な対応を可能とし、日本企業による鉱物資源(鉄鉱石、ニッケル、アルミ関連、石炭など)開発事業への出資、権益確保及び資源引取の機会が拡大され、資源の安定確保に繋がることが期待されます。



● ペルー

セロベルデ銅鉱山

住友金属鉱山株式会社による、ペルー共和国セロ・ベルデ銅鉱山の開発を手掛ける Sociedad Minera Cerro Verde 社(本社:ペルー共和国アレキパ市)への投資(総額約2億6,300万米ドル)について、海外投資保険(資源エネルギー総合保険)の引受を行いました。セロ・ベルデ銅鉱山は、銅生産量でペルー第二位の規模を持つ鉱山であり、世界的に銅の需要が高まる中、今回の出資により銅製品の原材料となる銅精鉱の我が国への引取りが長期にわたり行われることとなります。本件は長期安定的な資源の確保のため、我が国企業による海外の鉱山事業への出資を支援する案件です。

保険契約締結 2008年8月



● ベネズエラ

Moron 肥料コンプレックスプロジェクト

東洋エンジニアリング株式会社が、ドイツ企業及びベネズエラ企業と共同で、ベネズエラ・ポリバル共和国の Pequiven 社(国営石油化学公社)から受注した肥料コンプレックス建設プロジェクトに対して、NEXIは貿易一般保険の引受を行いました。本プロジェクトは、首都カラカスの西150キロのMoron市にあるMoron石油化学コンプレックス内に、同国で豊富に産出される天然ガスを原料としてアンモニアと尿素を生産する肥料コンプレックスを建設する国家プロジェクトであり、製品は同国の農産物増産に利用されます。

国際的に肥料価格が高騰している状況下、現在ベネズエラ・ポリバル共和国において輸入に頼っている肥料の代替を図るとともに同国で計画されている耕地の拡大にも寄与することが期待されるプロジェクトです。

保険契約締結 2007年12月





North America

● 米 国

連続酸洗・冷間圧延機設備輸出プロジェクト

ロシアの大手製鉄グループOAO SeverStal社の米国子会社SNA社 (SeverStal North America, Inc.) 向けの、三菱商事株式会社及び三菱日立製鉄機械株式会社が受注した「連続酸洗・冷間圧延機設備」の輸出に関して、NEXIは、民間金融機関(コメルツ銀行東京支店)からの融資に対して貿易代金貸付保険(2年以上)の引受を行いました。アメリカ合衆国は世界最大の自動車消費国であり、世界屈指の鉄鋼市場です。本件設備は、自動車用鋼板の生産に重要な役割を果たすものであり、欧州メーカーと厳しく競争中、日本の技術力が高く評価されたものと言えます。

また、本件は、市中銀行だけによる融資に対する初めての貿易代金貸付保険(2年以上)の引受(いわゆるピュアカバー)となります。NEXIは、アメリカ合衆国のみならず先進国向けの我が国企業による輸出・技術提供案件を、今後も積極的に金融面で支援する方針です。
保険契約締結 2007年9月



■ 再保険関連プロジェクト

エアインディア・ジェットエアウェイズ向けボーイング機輸出プロジェクト

アメリカ合衆国のECAである米国輸出入銀行との間で締結した再保険協定に基づき、エアインディア及びジェットエアウェイズ(インド)向けのボーイング777型機の輸出案件をはじめとした、ボーイング航空機の再保険の引受を行いました。ボーイング777型機は、我が国企業がその機体開発・製造に参画し、エンジン部品等も納入するなど、その製造に深く関与しており、我が国企業の航空機国際共同プロジェクトにおける地位は高まっています。NEXIによるボーイング航空機向け再保険引受は、こうした我が国航空関連産業の国際競争力を強化するものです。



写真提供：ボーイング社

Africa

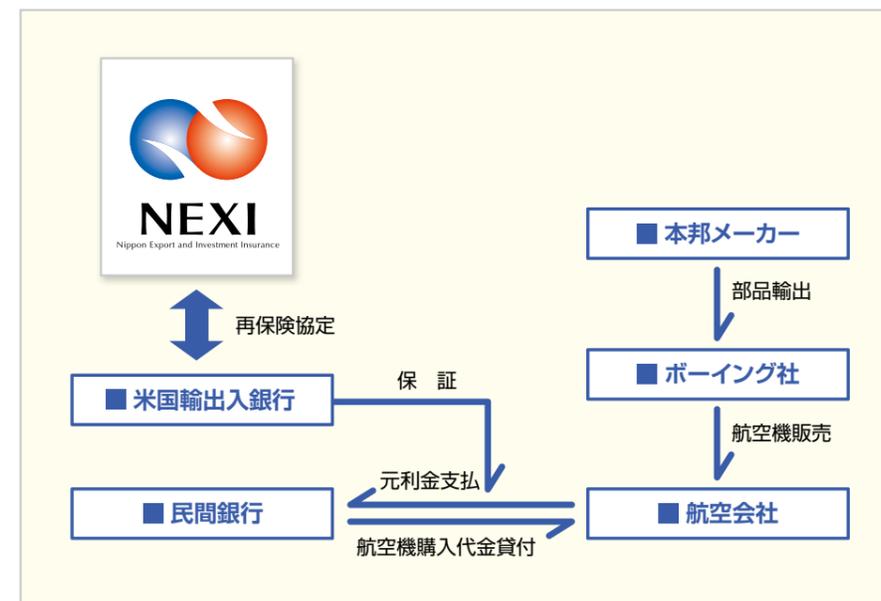
● アルジェリア

SONATRACH 社 LPG プラント増設プロジェクト

石川島播磨重工業株式会社と伊藤忠商事株式会社が、SONATRACH (アルジェリア国営炭化水素公社)より受注した総額1,300億円のLPGプラント増設案件について、NEXIは貿易一般保険の引受を行いました。

本プロジェクトはアルジェリア民主人民共和国西方アルズ工業地帯に年間300万トンのLPG生産のための分離・精製プラント設備ならびに貯蔵設備を新たに建設するものです。完工後は既設プラントと合わせ年産900万トンの巨大LPGプラントとなる計画であり、世界的な燃料需要の高まりの中、同国主力産業であるLPGの生産拡大への寄与が期待されています。

保険契約締結 2007年7月





V Implementation of Confirming Environmental and Social Considerations 環境社会配慮確認の実施

日本貿易保険は、「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成13年4月1日制定)」に基づき、保険契約の対象となるプロジェクトに対して、プロジェクト実施者による環境社会配慮が適切に行われていることを確認しています。

具体的には、輸出者等から提供されるスクリーニングフォームに基づき、環境への影響度に応じて3つのカテゴリに分類する「スクリーニング」を行い(環境への影響が大きい順にカテゴリ A、B、C)、そのカテゴリ分類結果に応じた確認を実施しています。例えば「カテゴリA」の場合、現地調査を実施しています。

2007年度はスクリーニング対象件数が前年度に比べて増加し、また輸出や投資の形態も多様化していることから、よりの確で迅速な審査を実施してまいりました。



現地調査の様子

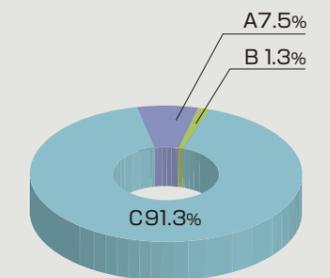


「貿易保険における環境社会配慮について」 詳細はURLをご参照ください http://www.nexi.go.jp/insurance/ins_kankyou/index_frame.html

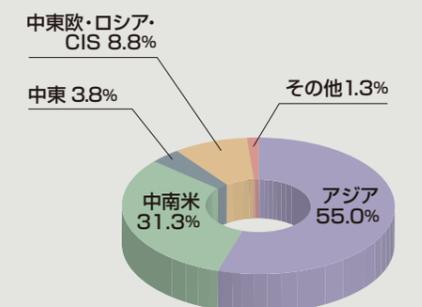
●スクリーニング件数実績

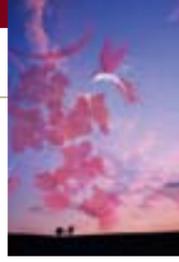


●2007年度カテゴリ別スクリーニング件数



●2007年度地域別スクリーニング件数





VI Review of Performance in Fiscal Year 2007

2007年度実績報告



1 2007年度の経済動向

2007年度の日本経済は、企業収益の回復や設備投資の拡大にみられる企業部門の改善が家計部門にまで広がり、個人消費が緩やかに増加するなど堅調に回復しています。その一方で、サブプライム住宅ローン問題を背景に国際金融情勢が転機を迎える中、海外経済のリスク要因が年度後半以降高まってきています。

こうした中、2007年度の我が国の輸出は85.1兆円(前年度比9.9%増)となりました。地域別では、アジア向け(前年度比11.5%増)、欧州(EU)向け(前年度比11.3%増)等が、商品別では、自動車、鉄鋼及び半導体等が、それぞれ増加に寄与しました。

(参考:日本の輸出金額) (単位:百万円)

年 度	2003	2004	2005	2006	2007
輸 出 金 額	56,060,293	61,719,415	68,290,157	77,460,585	85,115,919
対前年度比増減(%)	6.3	10.1	10.6	13.4	9.9

(出所:財務省貿易統計)

2 貿易保険事業の概況

【引受実績】

(単位:百万円)

年 度	2003	2004	2005	2006	2007	対前年度比増減(%)
引 受 金 額	10,828,431	11,191,726	12,327,692	14,879,447	9,521,044	△36.0

【責任残高】

(単位:百万円)

年 度 末	2003	2004	2005	2006	2007	対前年度比増減(%)
責 任 残 高	7,795,604	8,240,190	9,268,280	11,426,992	11,706,683	2.4

【事業収入】

(単位:百万円)

年 度	2003	2004	2005	2006	2007	対前年度比増減(%)
保 険 料 収 入	44,867	41,277	40,312	37,880	36,171	△4.5
回 収 金 額 ^(注1)	97,712	101,396	228,739	247,312	57,463	△76.8
合 計	142,579	142,673	269,051	285,192	93,634	△67.2

(注1) 回収金は受理ベースにより処理しています。

(注2) 小数点以下の四捨五入の関係で、各項目の和と合計が一致しないことがあります。(以下同じ)

(注3) 保険料収入は、元受収入保険料と受再保険料を含みます。

【支払保険金】

(単位:百万円)

年 度	2003	2004	2005	2006	2007	対前年度比増減(%)
支 払 保 険 金	23,019	12,903	3,680	2,431	3,800	56.3

3 保険引受の状況

【保険種別引受実績】

2007年度の引受実績は、総額が前年度比36.0%減の9兆5,210億円となりました。

引受実績を保険種別にみると、貿易一般保険が9兆847億円(全体の95.4%)で最も大きく、前期比で36.4%減となりました。これに続き、海外投資保険の1,552億円(前期比42.9%減)、海外事業資金貸付保険の1,019億円(前期比46.3%減)となっています。

(単位:百万円)

保 険 種	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	構成比(%)
貿易一般保険	10,211,752	10,529,494	11,499,704	14,290,499	9,084,734	95.4
責任期間1年以内	6,278,544	6,539,321	6,923,764	8,284,634	4,174,931	43.8
責任期間1年超	3,933,208	3,990,173	4,575,940	6,005,865	4,909,803	51.6
貿易代金貸付保険	332,271	155,093	106,659	60,805	83,626	0.9
輸出手形保険	41,877	41,639	38,132	32,758	29,178	0.3
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0.0
前払輸入保険	769	1,787	2,004	14	889	0.0
海外投資保険	63,797	55,119	156,848	271,949	155,228	1.6
海外事業資金貸付保険	172,363	404,621	505,094	189,732	101,905	1.1
限度額設定型貿易保険	948	1,966	7,786	3,436	7,405	0.1
中小企業輸出入代金保険	—	—	365	511	370	0.0
再保険	4,654	2,006	11,101	29,742	57,710	0.6
合 計	10,828,431	11,191,726	12,327,692	14,879,447	9,521,044	100.0

(注4) 契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険契約の保険金額ではなく、実勢の保険引受金額を用いて作成した合計額。

(注5) 2005年4月に貿易一般保険のうちバイヤーズ・クレジットを貿易代金貸付保険として分離させましたが、保険種別で過年度のデータと比較できるよう、2004年度以前については、バイヤーズ・クレジットの引受額を貿易代金貸付保険の欄に記載しています。

(注6) 貿易一般保険においてはBUの統計の区分の趣旨に従い、通常船前期間の長い資本財については、責任期間1年超に区分しています。

【地域別引受実績】

引受実績を地域別に見ると、受再を含む総収入ベースでアジア向けが、4兆8,177億円と最も大きく、次に中東向けが、1兆3,428億円となりました。また、前年度比ではアジア向け引受実績が5.6%減、中東向け引受実績が48.2%減少しました。

(単位:百万円)

地 域	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	構成比(%)	対前年度比(%)
ア ジ ア	4,455,868	4,422,736	4,126,797	5,100,905	4,817,776	46.2	△5.6
中 東	985,790	1,072,805	2,170,641	2,593,955	1,342,814	12.9	△48.2
ヨ ー ロ ッ パ	2,356,790	2,258,717	2,313,287	2,695,518	1,226,804	11.8	△54.5
北 米	2,567,431	2,589,267	2,971,894	3,718,850	634,598	6.1	△82.9
中 米	654,912	936,017	749,609	910,831	976,957	9.4	7.3
南 米	195,162	313,578	380,844	402,995	484,212	4.6	20.2
ア フ リ カ	292,346	305,004	430,946	601,891	640,785	6.2	6.5
オ セ ア ニ ア	433,711	496,717	531,051	560,916	228,385	2.2	△59.3
国 際 機 関	282,083	180,650	168,531	74,660	66,100	0.6	△11.5

(注7) 国別計上の方法：船前…仕向国、船後…支払国、但し保証が付されている場合は保証国。

(注8) 仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されています。

(注9) アジアには、中央アジアを含みます。(以下同じ)

(注10) ヨーロッパには、中東欧及びロシアを含みます。(以下同じ)


[2007年度引受実績上位 10ヶ国・地域]

(単位:百万円)

順位	国名・地域名	引受実績	構成比(%)
1	中華人民共和国	1,321,784	12.7
2	大韓民国	621,740	6.0
3	パナマ共和国(船舶)	579,125	5.6
4	アメリカ合衆国	530,120	5.1
5	シンガポール共和国	468,732	4.5
6	台湾	418,921	4.0
7	サウジアラビア王国	407,881	3.9
8	タイ王国	390,720	3.8
9	インドネシア共和国	313,137	3.0
10	アラブ首長国連邦	285,322	2.7

4 責任残高
[保険種別責任残高]

2007年度末の責任残高は、11兆7,067億円となり、前年度比2.5%増となりました。

保険種別にみると、貿易一般保険の責任残高が9兆4,523億円と最も大きく、次いで海外事業資金貸付保険の責任残高が8,210億円となりました。

(単位:百万円)

保険種	2003年度末	2004年度末	2005年度末	2006年度末	2007年度末	構成比(%)
貿易一般保険	5,610,089	5,999,205	6,865,294	8,746,616	9,452,265	80.7
責任期間1年以内	1,060,492	1,050,017	1,148,924	1,588,502	2,296,544	19.6
責任期間1年超	4,549,597	4,949,189	5,716,370	7,158,114	7,155,721	61.1
貿易代金貸付保険	892,559	906,923	852,912	828,740	658,789	5.6
輸出手形保険	9,415	9,404	7,855	7,310	7,849	0.1
輸出保証保険	6,837	5,648	5,648	383	0	0.0
前払輸入保険	468	1,503	2,113	14	589	0.0
海外投資保険	533,210	458,279	461,490	635,840	666,499	5.7
海外事業資金貸付保険	736,975	849,712	1,046,441	1,139,627	820,981	7.0
限度額設定型貿易保険	948	2,060	8,576	9,518	8,514	0.1
中小企業輸出代金保険	—	—	110	105	67	0.0
再保険	5,103	7,456	17,841	58,839	91,129	0.8
合計	7,795,604	8,240,190	9,268,280	11,426,992	11,706,683	100.0

(注1) 年度末為替レート(各事業年度末の為替レート)を適用し、外貨建対応の特約付保険契約の保険金額ではなく、実勢の保険金額を用いて作成した合計額。

(注2) 2005年4月に貿易一般保険のうちバイヤーズ・クレジットを貿易代金貸付保険として分離させましたが、保険種別で過年度のデータと比較できるよう、2004年度以前については、バイヤーズ・クレジットの引受額を貿易代金貸付保険の欄に記載しています。

(注3) 貿易一般保険においてはBUの統計の区分の趣旨に従い、通常船前期間の長い資本財については、責任期間1年超に区分しています。

[地域別責任残高]

地域別にみると、アジア向けが5兆332億円と最も大きく、前年度比41.8%増となりました。また、中東向け責任残高は28.2%増となりました。

(単位:百万円)

地域	2003年度末	2004年度末	2005年度末	2006年度末	2007年度末	構成比(%)
アジア	4,043,886	3,914,884	3,613,667	4,318,977	5,033,273	41.8
中東	851,646	1,292,147	2,447,143	3,506,244	3,391,304	28.2
ヨーロッパ	971,955	1,033,851	1,070,816	1,160,782	961,229	8.0
北米	378,159	436,562	559,228	746,514	485,556	4.0
中米	729,226	835,761	755,131	680,694	674,646	5.6
南米	459,361	492,483	540,260	577,912	581,118	4.8
アフリカ	359,776	217,901	254,352	400,279	564,374	4.7
オセアニア	107,940	122,172	152,107	191,673	177,410	1.5
国際機関	154,643	129,762	175,016	154,641	159,662	1.3

(注1) 国別計上の方法：船前…仕向国。船後…支払国。但し保証が付されている場合は保証国。

(注2) 仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されています。

(注3) 国際機関の支払い保証が付されている場合は、別枠に計上されています。



5 保険金支払の状況

【保険種別、非常・信用別支払保険金】

2007年度の支払保険金の総額は、前年度比56.3%増の38億円となりました。昨年度に比べ、支払保険金の総額は増加に転じましたが、資源高を含む世界経済全般の好調を背景に、支払保険金は低水準に留まっております。

(単位:百万円)

保 険 種	2003年度全体			2004年度全体			2005年度全体			2006年度全体			2007年度全体			構成比(%)
	非常危険	信用危険		非常危険	信用危険		非常危険	信用危険		非常危険	信用危険		非常危険	信用危険		
貿易一般保険	19,719	9,761	9,959	7,308	1,389	5,919	2,961	1,256	1,704	2,185	1,751	434	3,667	2,438	1,229	96.5
貿易代金貸付保険	385	385	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
輸出手形保険	221	0	221	33	0	33	54	1	53	124	0	124	66	0	66	1.7
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
前払輸入保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
海外投資保険	548	548	0	232	232	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
海外事業資金貸付保険	2,146	121	2,025	5,330	109	5,221	652	652	0	118	118	0	57	57	0	1.5
限度額設定型貿易保険	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0.1
中小企業輸出代金保険	—	—	—	—	—	—	11	0	11	5	0	5	6	0	6	0.2
合 計	23,019	10,814	12,205	12,903	1,730	11,174	3,680	1,909	1,770	2,431	1,869	562	3,800	2,495	1,305	100.0

【地域別支払保険金】

(単位:百万円)

地 域	2003年度全体			2004年度全体			2005年度全体			2006年度全体			2007年度全体			構成比(%)
	非常危険	信用危険		非常危険	信用危険		非常危険	信用危険		非常危険	信用危険		非常危険	信用危険		
ア ジ ア	18,269	6,939	11,330	11,247	139	11,109	1,436	60	1,375	189	0	189	631	0	631	16.6
中 東	1,004	974	29	148	119	29	1,052	969	83	40	0	40	0	0	0	0.0
ヨ ー ロ ッ パ	71	0	71	5	0	5	16	1	15	118	0	118	517	0	517	13.6
北 米	71	9	62	6	0	6	50	40	11	65	65	0	94	44	49	2.5
中 米	8	0	8	0	0	0	269	0	269	50	3	47	90	0	90	2.4
南 米	3,332	2,630	703	1,293	1,275	18	745	727	18	1,753	1,684	69	2,396	2,393	3	63.1
ア フ リ カ	262	262	0	204	197	7	112	112	0	162	118	44	57	57	0	1.5
オセアニア	2	0	2	0	0	0	0	0	0	56	0	56	15	0	15	0.4
合 計	23,019	10,814	12,205	12,903	1,730	11,174	3,680	1,909	1,770	2,431	1,869	562	3,800	2,495	1,305	100.0

(注17) 小数点以下の四捨五入の関係で、地域ごとの内訳の計と合計とが一致しないことがあります。(以下同じ)

【2007年度支払上位5ヶ国・地域】

(単位:百万円)

順位	国名・地域名	支払保険金額	非常危険	信用危険
1	アルゼンチン共和国	2,393	2,393	0
2	インド	629	0	629
3	スウェーデン王国	419	0	419
4	アメリカ合衆国	94	44	49
5	メキシコ合衆国	90	0	90

6 回収の状況

2007年度の回収は前年度の2,473億円から1,898億円減少し、575億円(前年度比76.8%減)となりました。この減少は、主として前年の内に、ロシア、ブラジルなどの主要リスク国がプリペイメント(前倒し返済)を実施したことなどにより、これらリスク国が返済を終えたため、2007年度のリスク予定返済額そのものが減少したことが上げられます。

危険区分別(非常・信用別)に見ると、信用事故の回収は32億円(全体の5.5%)であり、太宗はリスケジュール等による非常事故に係わる回収543億円(全体の94.5%)となっています。

また、国別に見ると、回収上位5ヶ国は、ポーランド共和国から303億円(前年度114億円)、エジプト・アラブ共和国から46億円(前年度44億円)、ペルー共和国から45億円(前年度6億円)、インドネシア共和国から36億円(前年度133億円)、キューバ共和国から19億円(前年度20億円)の順番となっており、この上位5ヶ国で全体の78.1%を占めています。

【非常・信用別回収状況】

(単位:百万円)

危険区分	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
非 常	94,250	94,303	225,745	235,065	54,284
信 用	3,463	7,093	2,993	12,247	3,181
合 計	97,712	101,396	228,739	247,312	57,465

【地域別回収状況】

アジア地域からの回収は75億円(対前年度比68.8%減)となっています。インドネシア共和国から35億円(前年度133億円)、シンガポール共和国から13億円(前年度12億円)、マレーシアから11億円(前年度1億円)、ミャンマー連邦から10億円(前年度6億円)の回収があり、この4ヶ国でアジア全体の93.5%を占めています。

中東地域からの回収は25億円(対前年度比19.3%増)となっています。シリア・アラブ共和国から14億円(前年度15億円)、ヨルダン・ハシェミット王国から11億円(前年度7億円)の回収があり、この2ヶ国で中東全体の98.6%を占めています。

ヨーロッパ地域からの回収は320億円(対前年度比68.2%減)となっています。ポーランド共和国から303億円(前年度114億円)、ベラルーシ共和国から7億円(前年度7億円)の回収があり、セルビア共和国から5億円(前年度3億円)の回収があり、この3ヶ国でヨーロッパ全体の98.3%を占めています。

北中米地域からの回収は25億円(対前年度比18.6%減)となっています。キューバ共和国から19億円(前年度20億円)の回収があり、ドミニカ共和国から5億円(前年度11億円)の回収があり、この2ヶ国で北中米全体の100%を占めています。

南米地域からの回収は69億円(対前年度比80.6%減)となっています。ペルー共和国から45億円(前年度6億円)、アルゼンチン共和国から13億円(前年度18億円)の回収があり、エクアドル共和国から10億円(前年度11億円)の回収があり、この3ヶ国で南米全体の98.4%を占めています。

アフリカ地域からの回収は62億円(対前年度比92.5%減)となっています。エジプト・アラブ共和国から46億円(前年度44億円)、アンゴラ共和国から13億円(前年度36億円)の回収があり、この2ヶ国でアフリカ全体の96.0%を占めています。

(単位:百万円)

地 域	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	構成比(%)	対前年度比(%)
ア ジ ア	11,858	16,388	11,548	23,874	7,451	13.0	△68.8
中 東	1,676	1,722	1,836	2,112	2,520	4.4	19.3
ヨ ー ロ ッ パ	19,553	35,184	90,046	100,373	31,967	55.6	△68.2
北 米	0	10	0	0	0	0.0	—
中 米	1,064	609	2,360	3,051	2,483	4.3	△18.6
南 米	26,417	29,631	33,538	35,435	6,882	12.0	△80.6
ア フ リ カ	37,145	17,853	89,410	82,466	6,160	10.7	△92.5
オセアニア	0	0	0	0	3	0.0	—
合 計	97,712	101,396	228,739	247,312	57,465	100.0	△76.8

(注18) 四捨五入の関係で合計と一致しない場合があります。



VII Financial Results for Fiscal Year 2007

2007年度決算報告



1 2007年度決算について

独立行政法人日本貿易保険は、2008年6月24日、第7期(2007年度)の財務諸表等を経済産業大臣に提出し、7月30日に経済産業大臣の承認を得ております。また、独立行政法人通則法第39条の規定に基づく会計監査人の監査は、経済産業大臣の選任を受けた「あずさ監査法人」が実施しました。

[決算の概要]

第7期(2007年度)の決算概要は以下のとおりです。

(単位:百万円)

項目	第3期 (2003年度)	第4期 (2004年度)	第5期 (2005年度)	第6期 (2006年度)	第7期 (2007年度)
経常損益の部					
経常収益	9,436	9,346	11,585	12,520	12,706
正味収入保険料	9,253	8,571	9,586	9,187	9,615
有価証券利息	9	567	905	1,918	2,446
経常費用	8,505	7,027	7,544	7,081	11,433
正味支払保険金	402	75	74	62	103
事業費・一般管理費	4,705	4,897	5,476	6,405	7,985
責任準備金繰入額	3,327	1,980	2,008	510	625
経常損益	931	2,319	4,041	5,439	1,273
特別損益の部^(注)	17,112	3,173	52,501	18,953	△84,982
当期損益	18,043	5,492	56,542	24,392	△83,709
総資産	217,309	241,292	398,588	377,995	302,164
純資産	183,712	198,908	326,131	350,522	266,814

(注) 被出資財産に係る損益の計算は、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令(平成13年3月29日経済産業省省令第104号)附則第2条の規定に基づき、特別損益の部において利益及び損失を計上しております。

[損益の状況]

2007年度の事業活動に関しまして、保険引受実績が、組合包括保険における日本自動車工業会の契約の解消や付保選択制の導入等を背景に、前期比36.0%減の9,521,044百万円となりました。一方、2007年度の正味収入保険料は前期比4.7%増の9,615百万円となりました。有価証券利息は、国債等の有価証券保有高が増加したことから、前期比27.5%増の2,446百万円となりました。事業費・一般管理費は前期から1,580百万円増加し、7,985百万円となりました。これは、システム開発に伴う情報処理費及びソフトウェア償却の増加等によります。このシステム関連経費の増加や円高に伴う為替差損の影響等もあり、経常収益は前期比1.5%増の12,706百万円にとどまりました。

当期の特別損益の部は、全体で84,982百万円の損失を計上しました。これは、前期までに主な債務国が返済を終え、予定返済額そのものが減少したことにより被出資債権利息収入が1,809百万円(前期9,543百万円)に減少したことや、会計規定の改定に伴い、原則市場評価に基づく貸倒引当を実施したこと等により86,847百万円の特別損失を計上しました。

上記のとおり、保険代位債権の評価方法の変更等により、当期は83,709百万円の未処理損失を計上しました。

なお、未処理損失(83,709百万円)は、当期中期目標期間の積立金残額80,934百万円を取り崩し処理するとともに、未処理損失の残高2,775百万円を繰越欠損金とすることといたしました。

2 財務諸表

[貸借対照表(2008年3月31日現在)]

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	38,822	支払備金	638
有価証券	212,973	責任準備金	13,184
保険代位債権等	239,281	再保険借	6,504
未収収益	601	預り金	10,485
未収保険料	5,162	前受保険料	3,367
再保険貸	1,445	未払金	127
建物 ^(注2)	84	賞与引当金	126
車両 ^(注3)	5	退職手当引当金	126
器具備品 ^(注4)	411	その他の負債	793
未収金	37	負債の部 合計	35,350
預託金	398	(純資産の部)	
ソフトウェア	4,705	資本金	
その他の資産	54	政府出資金	104,352
貸倒引当金	△201,816	資本剰余金 ^(注5)	140,652
		利益剰余金	
		前中期目標期間繰越積立金	24,585
		積立金	80,934
		当期未処理損失	83,709
		(うち当期総損失)	(83,709)
		利益剰余金合計	21,810
		純資産の部 合計	266,814
資産の部合計	302,164	負債及び純資産の部合計	302,164

(注) 1. 金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 建物の減価償却累計額は128百万円。
3. 車両の減価償却累計額は3百万円。
4. 器具備品の減価償却累計額は297百万円。
5. 資本剰余金の内訳は以下のとおりとなっております。

(単位:百万円)

保険代位債権等評価差額金	45,386
うちリスケ債権等評価差額	49,225
うち信用事故債権等評価差額	△3,838
資産計上評価差額	95,265
(差引)	140,652



[損益計算書(2007年4月1日から2008年3月31日まで)]

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	12,706
保険引受収益	9,616
正味収入保険料 ^(注2)	9,615
保険代位債権等利息収入	2
資産運用収益	2,978
受取利息	533
有価証券利息	2,446
その他	111
その他の経常収益	111
経常費用	11,433
保険引受費用	1,136
正味支払保険金 ^(注3)	103
支払備金繰入額	511
保険金回収見込額等 ^(注4)	△103
責任準備金繰入額	625
為替差損	2,236
事業費及び一般管理費	7,985
その他	76
支払利息	0
その他の経常費用	75
経常利益	1,273
特別利益	1,866
被出資債権等に関する利益 ^(注5)	1,866
特別損失	86,847
被出資債権等に関する損失 ^(注5)	2,714
被出資債権等に関する貸倒引当金繰入額	84,133
当期総損失	83,709

(注) 1. 金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 正味収入保険料の内訳は以下のとおりとなっております。
(単位:百万円)

元受収入保険料	34,644
出再保険料戻戻金	2,417
受再収入保険料	1,527
出再保険料	△28,973
(差引)	9,615

3. 正味支払保険料の内訳は以下のとおりとなっております。
(単位:百万円)

支払保険金	3,800
回収再保険金	△3,696
(差引)	103

4. 保険金回収見込額等の内訳は以下のとおりとなっております。
(単位:百万円)

① 保険金支払により取得した保険代位債権の資産計上額	△99
② 支払備金の計上に伴い資産計上した保険代位債権発生見込額の前事業年度末と当事業年度末の増減額	△4
③ 資産計上していない保険代位債権の回収額	△0
合計	△103

5. 被出資財産に係る損益の計算は、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令(平成13年3月29日経済産業省令第104号)」附則第2条の規定に基づき、特別利益及び特別損失に計上しております。

(1) 被出資債権等に関する利益の内訳は以下のとおりとなっております。
(単位:百万円)

被出資債権利息収入	1,809
被出資リスク外債権回収額	57
合計	1,866

(2) 被出資債権等に関する損失の内訳は以下のとおりとなっております。
(単位:百万円)

貸倒損失	417
被出資債権等為替差損	2,286
その他特別損失	11
合計	2,714

[キャッシュ・フロー計算書(2007年4月1日から2008年3月31日まで)]

(単位:百万円)

I. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険料収入	36,778
出再保険料の支出	△28,964
保険金の支払	△3,800
出再保険金の収入	3,690
保険代位債権等の回収による収入	19,639
保険代位債権等に係る回収金の配分による支出	△8,265
国代位債権の回収による収入	41,774
国代位債権に係る回収金の配分による支出	△31,326
人件費支出	△1,411
その他業務費支出	△5,316
その他	47
小 計	22,848
利息の受取額	6,091
利息の支払額	△0
業務活動によるキャッシュ・フロー	28,939
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金等の積立による支出	△71,426
定期預金等の取崩による収入	68,942
有価証券の取得による支出	△52,898
有価証券の償還による収入	32,490
固定資産の取得による支出	△1,197
預託金の預入による支出	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△24,089
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
ファイナンスリースによる支払額	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2
IV. 資金に係る換算差額	△1
V. 資金増加額	4,847
VI. 資金期首残高	20,368
VII. 資金期末残高	25,215

(注) 1. 金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
(単位:百万円)

現金及び預金	38,822
定期預金	△13,606
資金期末残高	合計 25,215

3. 重要な非資金取引
ファイナンスリースによる資産の取得
(単位:百万円)

車 両	8
合計	8



注記

I. 重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用して、財務諸表等を作成しております。

1. 減価償却の会計処理方法

(1)有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、単体もしくは一式の取得価額が20万円を超えるものについて、法人税法で定める耐用年数により取得価額の10%を減価償却率とする定額法により計上しております。ただし、建物(建物附属設備に限る。)の減価償却については、備忘価格(1円)とする定額法により計上しております。

(2)無形固定資産の減価償却方法

商標権については、法人税法で定める耐用年数により、減価償却率を0円とする定額法により計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(4年)を耐用年数とし、減価償却率を0円とする定額法により計上しております。

2. 退職手当に係る引当金及び見積額の計上基準

退職手当引当金については、役員及び職員の退職金支給に備えるため、役員については役員退職手当支給規則、職員については退職手当規則に基づく要支給額の100%を引当計上しております。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職手当増加見積額については、事業年度末に在職する役員について、当事業年度末の退職手当見積額から前事業年度末の退職手当見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職手当見積額を控除した額を計上しております。

3. 責任準備金、支払備金、保険代位債権等、貸倒引当金の計上方法

責任準備金、支払備金、保険代位債権等、及び貸倒引当金については、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」(平成13・03・27 第2号)に基づき算出した額を計上しております。

4. 賞与引当に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金については、役員及び職員の賞与支給に備えるため、役員については役員報酬規則、職員については給与規則に基づき当期帰属分を引当計上しております。

5. 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的債券は償却原価法(定額法)によっております。
②その他有価証券

市場価格のない有価証券は、移動平均法による原価法によっております。

6. 外貨建金銭債権・債務の評価方法

外貨建金銭債権・債務については、決算時の為替相場による円換算額によっております。

7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1)国有財産無償使用の機会費用の計上方法

国有財産を無償使用している事務室等施設の機会費用は、近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

(2)政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年国債の利回り(1.275%)を適用しております。

8. リース取引の処理方法

ファイナンスリース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、減価償却方法について

は、契約期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法により計上しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。なお、当法人は、消費税法その他関連法令により、当事業年度については、消費税等の免税事業者となっております。

10. 重要な会計方針の変更

(1)保険代位債権等の計上方法

非常事故代位債権のうち、債務国の債務救済措置を交渉するために設けられた主要先進国会議(パリクラブ)等において債務免除による債務救済措置が合意された債権については、債務免除を実施するまでの間保険代位債権等として資産計上してまいりましたが、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」(平成13・03・27 第2号)第3条及び第4条の一部改正により、債務免除される金額については同債権の金額から除く方法に変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、保険代位債権等及び貸倒引当金の金額がそれぞれ118,992百万円減少しております。

また、上記の改正により、債務免除額を減額した後の保険代位債権等に対しては、国際金融市場等の評価に基づき貸倒引当金を計上する方法に変更しております。なお、この変更により、従来と同一の会計処理を行った場合に比べ、特別損失、当期総損失は87,251百万円増加しております。

(2)引当外賞与見積額

前事業年度まで行政サービス実施コスト計算書の記載対象となっていなかった引当外賞与見積額については、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より行政サービス実施コスト計算書に計上しております。これによる行政サービス実施コストに与える影響はありません。

(3)引当外退職手当増加見積額

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職手当増加見積額については、前事業年度まで、事業年度末に在職する役員について、当事業年度末の退職手当見積額から前事業年度末の退職手当見積額を控除した額から、業務費用として計上されている退職給与の額を控除して計算してまいりましたが、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、事業年度末に在職する役員について、当事業年度末の退職手当見積額から前事業年度末の退職手当見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職手当見積額を控除して計算する方法に変更しております。これによる行政サービス実施コストに与える影響は軽微であります。

(4)純資産の部の表示について

貸借対照表については、前事業年度まで資産の部、負債の部及び資本の部に区分して表示してまいりましたが、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分して表示しております。

II. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

III. 重要な後発事象

該当事項はありません。

IV. 固有の表示科目の内容

勘定科目	内容
保険代位債権等	資産計上した保険代位債権及び支払備金に係る保険代位債権発生見込額を計上しております。
未収保険料	契約申込みにより生じる契約者に対する未収債権を計上しております。
再保険貸	国との再保険取引に基づいて生じる債権を計上しております。 ○国からの返還再保険料の未回収額 ○国からの再保険金の未回収額
支払備金	当事業年度末において既に発生した損害、及び発生したと認められる損害につき、将来保険契約に基づいて補償するに必要と認められる金額を「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」(平成13・03・27 第2号)に基づき計上しております。
責任準備金	保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるための金額、及び再保険を引き受けた契約に基づく将来における債務の履行に備えるための金額を、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」(平成13・03・27 第2号)に基づき計上しております。
再保険借	国との再保険契約に基づいて生じる債務を計上しております。
前受保険料	保険責任期間が翌期以降に開始する保険契約の保険料を計上しております。
資本剰余金	政府より出資を受けた保険代位債権等の評価差額金については、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令」(以下「財務会計省令」という。)附則第2条の規定に基づき、以下のとおり会計処理を行っております。 ○保険代位債権等評価差額金 財務会計省令の一部を改正する省令(平成15年3月31日経済産業省令第49号)により、政府より出資を受けた保険代位債権等(未収収益に係るものを除く)の評価差額金を資本剰余金に計上しております。(第2期から第4期までの会計年度に適用。) ○資産計上評価差額 財務会計省令の一部を改正する省令(平成17年10月28日経済産業省令第100号)により、政府より出資を受けた保険代位債権等のうち資産計上により初めて評価したときは、その評価額を資本剰余金に計上しております。(第5期会計年度から適用。)
正味収入保険料	収入保険料から支払再保険料を控除した金額を計上しております。なお、収入保険料は元受収入保険料と受再保険料収入の合計額を計上しております。
正味支払保険金	支払保険金から回収再保険金を控除した金額を計上しております。なお、支払保険金は元受支払保険金と受再支払保険金の合計額を計上しております。
保険金回収見込額等	以下の合計額を計上しております。 ○保険金支払により取得した保険代位債権の資産計上額 ○資産計上していない保険代位債権の回収額 ○支払備金の計上に伴い資産計上した保険代位債権発生見込額の前事業年度末と当事業年度末の増減額
支払備金繰入額	支払備金の当期繰入額を計上しております。
責任準備金繰入額	責任準備金の当期繰入額を計上しております。
特別利益	国からの出資財産(保険代位債権等)に係る利息収入等を計上しております。
特別損失	国からの出資財産(保険代位債権等)に係る貸倒引当金繰入額及び為替差損等を計上しております。

V. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

(1)全額政府出資の株式会社化について

平成19年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」において、原則として平成22年度末までに全額政府出資の特殊会社に移行することと規定されております。

(2)未収収益(未収利息)の表示方法

非常事故代位債権に係る未収収益には、債務返済スケジュールの一部が実行されるものも含め計上してまいりましたが、利息の全額回収が見込めないことから減額表示(未収収益、貸倒引当金81,525百万円)しております。



VIII *Second Medium-Term Objectives* 第二期中期計画



NEXIIは、2005年度から2008年度までを第2期として第二期中期計画を定め、これに基づいて様々な施策を実施してまいります。

その一部をご紹介します。

1

国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する計画

1 商品性の改善

我が国企業の国際競争力確保の観点から、お客様のご要望や通商・産業政策上の要請を積極的に汲み取り、諸外国と比較して遜色のない質の高いサービスを提供していくため、組合包括保険制度の抜本の見直しや現行保険商品の見直しを行うなど、商品の改善・開発に努めます。

2 サービスの向上

常にお客様の視点に立って、お客様の負担軽減や意志決定・業務処理の迅速化を通じたサービスの改善・向上に努力するとともにコンプライアンスの遵守を徹底し、お客様との信頼関係の構築に努めます。また、お客様のニーズを常に把握し、お客様にとってより利便性が高いサービスを提供できるような体制を整えます。

3 お客様のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備

現在の保険商品に関する広報・普及体制を充実させ、お客様のニーズを的確に把握して保険商品に反映させるとともに、リスク分析・評価の高度化を図るための体制整備に努めます。

また、審査・情報収集能力や回収能力等を強化するため、日本政府をはじめとする国内外の関係諸機関との有機的な連携体制を整え、本邦企業による対外取引をより多面的かつ効果的にバックアップします。

4 重点的政策分野への戦略化・重点化

我が国対外取引の発展を担う公的機関としての役割に鑑み、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等における要請を十分に踏まえ、政策課題の達成に率先してとり組み、その達成に向けて当該分野の引受リスクの質的および量的な拡大を図ります。

また、環境社会への配慮をはじめとするお客様や国民の皆様からの要請の大きいテーマに自らが率先して取り組み、公的機関としての社会的責任を果たすよう努力します。

5 民間保険会社による参入の円滑化

商品性の改善等の取り組みにおいては、組合包括制度の見直しにおいて組合員のお客様の付保選択制を導入するなど、お客様が民間保険会社を選択することも可能となるよう配慮し、民間参入の円滑化の為に環境整備に努めます。

2

業務運営の効率化に関する事項

1 業務運営の効率化

費用の支出にあたっては、その費用対効果を十分検討する等、コスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努めます。

- ①組織編成・人員配置が業務量の負担に対応した適切なものとなるよう常に注視し、必要に応じた見直しを行うとともに、すべての費用について、効率的な利用に努めます。
- ②平成20年度において、平成17年度と比較して人員について3%以上の削減を目指し、所要の措置を講じます。また、役職員の給与についても所要の見直しを行います。
- ③事務及び事業の一部について民間金融機関等への委託を行い、業務運営の効率化を図ります。

2 次期システムの効率的な開発及び円滑な運用

次期システム開発については、スケジュール管理を的確に行いつつ、投資効果の最大化を図るよう効率的な開発を継続するよう万全を期します。

現行システムからの円滑な移行、稼働後のシステム保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、お客様に対するサービスの向上、業務運営の効率化・迅速化(新商品の開発・販売に加え、国の再保険や債権管理業務への円滑な対応を含む)を実現します。

3

財務内容の改善に関する事項

1 財務基盤の充実

お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくため、業務運営の効率化や、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制に努めると共に、保険事故債権の適切な管理および回収の強化を行うことにより、財務基盤の充実を図ります。

2 債権管理・回収の強化

- ①債権データの管理を的確に行うとともに、関係機関との緊密な連携等を行うことにより、回収能力を強化します。
- ②具体的案件の査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウをフィードバックし、リスク管理の強化に努めます。
- ③保険事故債権については、その管理を的確に行い、評価・分析手法の改良に努めるとともに、適切な経理処理を行います。

4

高い専門性を持った人材の育成(人事に関する計画)

職員に対する研修制度を充実させること、職員の専門性の育成に配慮した人事制度を効率的に運用することにより、職員の専門性をより高度なものとし、

また、現行の業務処理の改善を図ることにより、業務の量・質に対応した、より適正な人員の配置を行います。

IX Profile of NEXI

独立行政法人日本貿易保険の概要



左より 加藤 文彦(理事)、今野 秀洋(理事長)、大林 直樹(理事)



西川 茂樹(監事)

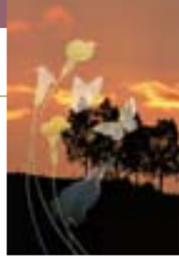


今井 敬(監事)

役 員	
理事長	今野 秀洋
理 事	大林 直樹
理 事	加藤 文彦
監事(常勤)	西川 茂樹
監事(非常勤)	今井 敬



名 称	独立行政法人 日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance "NEXI")
設 立 年 月 日	2001年4月1日
設 立 根 拠 法 目 的	独立行政法人通則法、貿易保険法 対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うこと。
主 務 大 臣	経済産業大臣
資 本 金 額	1,043億5,232万4,369円(全額政府出資)(前期比増減なし)
職 員 数	157名(2008年3月31日時点)
業 務 の 範 囲	一. 貿易保険法第3章の規定による貿易保険の事業を行うこと。 二. 上記業務に附帯する業務を行うこと。 三. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。 四. 貿易保険法第4章の規定による政府を相手方とする再保険のほか、貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、貿易保険法により日本貿易保険が負う保険責任につき再保険を行うこと。
沿 革	1999年 7月 独立行政法人通則法成立 1999年12月 貿易保険法等の一部を改正する法律成立 2001年 4月 設立 【参考】 1950年3月 貿易保険法成立。 以降、貿易保険事業は2001年3月末まで経済産業省(旧通商産業省)にて運営。
本 店	〒101-8359 東京都千代田区西神田 3-8-1 千代田ファーストビル東館3階 Tel. 03-3512-7650 Fax. 03-3512-7660
国 内 支 店	大阪支店 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 3-1-22 Tel. 06-6233-4017 Fax. 06-6233-4001
海 外 事 務 所	パリ、ニューヨーク、シンガポール(42ページ参照)
取 扱 商 品	貿易一般保険 貿易代金貸付保険 限度額設定型貿易保険 中小企業輸出代金保険 知的財産権等ライセンス保険 海外事業資金貸付保険 海外投資保険 輸出手形保険 前払輸入保険 資源エネルギー総合保険 他
U R L	http://www.nexi.go.jp



X NEXI Customer Service Charter

お客様憲章



基本精神

- (1) NEXI の使命は、お客様が安心して海外ビジネスができるように、リスクを軽減する機能を果たしお手伝いすることにあります。このため、常にお客様の立場になって、お客様のニーズに的確に対応し、効率的で質の高いサービスを提供し、お客様の満足度の向上とお客様との強い信頼関係の構築を目指してまいります。
- (2) NEXI は、お客様中心主義にたち、
- ① サービスを向上させます。
 - ② 大きな安心を提供します。
 - ③ 業務を効率化します。
 - ④ 経営を透明にします。

お客様への約束

NEXI は、お約束いたします。

- (1) 安心して対外取引ができるよう、お客様のお役に立つ保険商品を提供いたします。
- (2) 案件形成の初期段階からご相談を承ります。
- (3) お客様からのご質問やご関心には、迅速に対応いたします。
- (4) お客様のご要望やビジネスニーズにあわせて対応いたします。
- (5) 保険金請求の査定を迅速に行い、保険金を早期にお支払いいたします。
- (6) 回収金の配分を迅速に処理いたします。

- (1) 安心して対外取引ができるよう、お客様のお役に立つ保険商品を提供いたします。

① お客様が輸出、海外投資、海外貸付などを行う上でリスクを感じたら、ホームページ(URL: <http://www.nexi.go.jp>)の保険商品の概要をご覧になるか、次の連絡先に直接お電話ください。

- 本店お客様相談室
フリーダイヤル：0120-672-094
ダイヤルイン：03-3512-7712
- 大阪支店お客様相談室
フリーダイヤル：0120-649-818

② お客様に保険商品を知っていただき、対外取引にご利用いただくため、NEXI のスタッフをお客様のオフィスに派遣して、判りやすい保険商品の紹介も行っております。お気軽にお申し付けください。

- (2) 案件形成の初期段階からご相談を承ります。お客様が輸出や海外投資などの対外取引をお考えでしたら、まず NEXI のスタッフにご相談ください。対外取引から生じるリスクの軽減が図れるよう、案件に相応しい保険商品を提案し、案件形成の初期段階から保険相談に応じます。

※お問い合わせ先は、担当グループ一覧をご覧になるか、

- 本店お客様相談室
フリーダイヤル：0120-672-094
ダイヤルイン：03-3512-7712
FAX：03-3512-7687
E-mail：okyakusama@nexi.go.jp

- 大阪支店お客様相談室
フリーダイヤル：0120-649-818
ダイヤルイン：06-6233-4018
FAX：06-6233-4001
にご連絡ください。

- (3) お客様からのご質問やご関心には、迅速に対応いたします。

① 保険商品についての一般的なご質問やご関心には、スピーディーに対応いたします。お客様相談室又は担当グループにご連絡ください。

② 保険料の試算については、ホームページ上の保険料計算シミュレーションがご利用いただけます。個別案件の保険料については、お客様が計画している取引の条件をお示しいただければ、担当グループが、基本的には即日、遅くとも翌営業日以内に(但し、中長期のNON-L/G 案件については5営業日以内)にご回答いたします。期限内に回答することが難しい場合、担当グループは、お客様に対して、回答が遅れる理由、回答の時期の見通しを速やかにご連絡いたします。

③ 提出いただいたお客様からの内諾申請書や保険申込書など(環境関係を除く)の書類に、万一、形式的な不備がある場合には、お預かりしてから遅くとも5営業日以内に担当グループからお客様にご連絡いたします。

④ 具体的な案件に係る貿易保険の制度面のご質問については、担当グループ又はお客様相談室にご相談ください。遅くとも5営業日以内にご回答いたします。期限内に回答することが難しい場合、担当グループ又はお客様相談室は、お客様に対して、回答が遅れる理由、回答の時期の見通しを速やかにご連絡いたします。

- (4) お客様のご要望やビジネスニーズにあわせて対応いたします。

① 審査などに時間のかかる場合もありますので、お客様には、時間的に余裕を持って、ご相談して頂けますようお願いいたします。

② 輸出契約等の進捗などから、早期対応が必要となった場合、担当グループに個別にご相談ください。お客様のご要望やビジネスニーズに合わせて対応することを心がけ、期限を守るように努力いたします。期限内の対応が難しい場合、担当グループは、お客様に対して、対応の時期の見通しなどを速やかにご連絡いたします。

- (5) 保険金請求の査定を迅速に行い、保険金を早期にお支払いいたします。

- ① 保険約款、手続細則、運用基準又は特約書等(以下、「約款等」といいます。)に定められた各種の通知義務や損失防止軽減義務等が着実に実行され、約款等に定められた保険金請求に必要な書類のご提出が定められた期間内になされた場合には、約款等に照らして内容を査定し、支払保険金額を確定し、規定されている期間内(ご請求から2月以内、但し、調査のため特に時日を必要とする場合はこの限りではありません。)にお支払いいたします。
- ② お客様からご提出された保険金請求書及び添付書類に、万一、約款等に照らして書類に不足がある場合、お預かりしてから遅くとも3営業日以内にお客様にご連絡いたします。
- ③ 常に、約款等で規定されている期間内に保険金をお支払いすることを目指しておりますので、約款等で定められた査定に必要な書類の早期提出や義務の履行など、お客様のご理解とご協力をお願いいたします。

- (6) 回収金の配分を迅速に処理いたします。

- ① お客様から権利行使の委任を受けた債権について回収した金額があったときは、約款等に従って回収金の配分業務を迅速に行います。
- ② パリクラブその他のリスケジュールに基づく回収金の配分は、原則として、NEXI の口座において、回収金の全額入金を確認できた日の翌営業日までに送金処理の手続をいたします。

情報などの開示

NEXI は、ホームページ(URL: <http://www.nexi.go.jp>)や年次報告書で、関連情報の開示を積極的に行います。

- (1) ホームページには、お客様のお役に立てる貿易保険に関する多くの情報を掲載しております。ご利用ください。

主な内容は、次のとおりです。

- ① 最近の動き(制度・引受方針の変更、直近半期の営業実績報告)
- ② NEXI が提供している保険商品の概要
- ③ 貿易保険規程集(全保険商品の約款など)
- ④ 引受方針
- ⑤ 国別カテゴリー
- ⑥ 保険料計算のシミュレーション
- ⑦ 申込み手続
- ⑧ 保険事故発生からの手続
- ⑨ 保険金支払い事例
- ⑩ 約款・手続細則・申請様式のダウンロードサービス
- ⑪ WEBサービス

- (2) 独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与水準の公表は次のアドレスからご覧になることができます。
http://www.nexi.go.jp/service/sv_j-koukai/pdf/yakuin.pdf
本件は、本店人事グループへお問い合わせ下さい。

- (3) 年次報告書(和文、英文)では、貿易保険の営業実績報告や決算報告などがご覧いただけます。また、NEXI の PR パンフレット「事業・組織のご案内」や各保険商品パンフレットもご用意しております。ご入用のお客様は、本店広報・海外グループ又はお客様相談室までご連絡をください。

※部数に限りがあり、お客様のご希望に応えられない場合もあります。

- (4) ホームページや年次報告書など広報全般についてのご意見・ご質問は、本店広報・海外グループがお受けしています。

ご不満・お困り事などへの対応

NEXI は、絶えずお客様の満足度の向上を心がけております。また、万一、お客様が手続などでお困りの場合やサービスなどへのご不満などについても、お客様の立場にたち、誠意をもって迅速に対応いたします。

- (1) お困りの事がある場合には、直ちに処理いたします。お客様が手続などで何かお困りの事がある場合には、担当グループに対して、どのような事にお困りなのか、どのような対応をお求めなのか率直にご説明ください。担当グループが、直ちに内容を確認し、迅速に処理にあたります。

- (2) サービスや個別案件の処理などにご不満がある場合、お客様相談室にご連絡ください。

① NEXI のサービスにご不満等がありましたら、お客様相談室に文書やメールで、ご不満の内容などについてご説明ください。お客様相談室が、その内容や対応について検討し、誠意をもって、その結果をご回答いたします。その際、直ちに対応が難しい場合は、その理由や今後の対応についてご回答いたします。

② 個別案件の処理内容にご不満がある場合、お客様相談室に文書やメールで、処理内容のご不満の点などについてご説明ください。お客様相談室が、お客様からご指摘のある処理内容について、その処理に至った根拠等を再度慎重に精査・検討し、早期に結果をご連絡いたします。早期に連絡することが難しい場合、お客様相談室は、お客様に対して、連絡が遅れている理由、連絡の時期の見通しなどを速やかにご連絡いたします。



お客様窓口について

(1) NEXIではお客様中心主義にたち、お客様への対応の強化を図るため、「お客様相談室」を設置しております。

- 本店 お客様相談室
フリーダイヤル：0120-672-094
ダイヤルイン：03-3512-7712
FAX：03-3512-7687
E-mail：okyakusama@nexi.go.jp

- 大阪支店 お客様相談室
フリーダイヤル：0120-649-818
ダイヤルイン：06-6233-4018
FAX：06-6233-4001

(2) お客様相談室は、貿易保険についてのご意見・ご質問、担当グループについてのお問い合わせ、また個別問題の処理に係わる問題まで、お客様からのあらゆるご相談について、お客様の立場にたってお手伝いする窓口です。速やかに対応することをお約束します。

本憲章について

NEXIの職員は常にスピードを重視して行動いたします。本憲章についてもスピード重視の観点から、常に見直しを行って参ります。本憲章やNEXIに関するご意見・ご質問、ご要望、苦情など何なりとお客様相談室にご相談ください。

担当グループ一覧

■貿易保険制度の概要など一般的なご質問のお問い合わせ

- 本店 お客様相談室
フリーダイヤル：0120-672-094
ダイヤルイン：03-3512-7712

- 大阪支店 お客様相談室
フリーダイヤル：0120-649-818
ダイヤルイン：06-6233-4018

■貿易保険の引受の相談から個別審査などについてのお問い合わせ（引受基準、国別カテゴリー、国際取決め、バイヤー等の登録など貿易保険申込み手続などを含む。）

決済期間が2年未満の案件

- 本店 営業第一部引受第二グループ
TEL：03-3512-7668
・貿易一般保険、輸出保証保険、前払輸入保険で金額の上限など国別の引受条件を満たしていない案件の引受の相談対応、個別審査、内諾書交付

- 本店 営業第一部業務管理グループ
TEL：03-3512-7664
・全保険種の金額の上限など国別の引受条件を満たしている案件の引受の相談対応、個別審査
・輸出手形保険の保険関係成立の相談対応、個別審査

- 大阪支店 お客様相談室
フリーダイヤル：0120-649-818
ダイヤルイン：06-6233-4018
・貿易一般保険で金額の上限など国別の引受条件を満たしていない案件の引受相談、個別審査、内諾書交付（10億円未満の案件に限る）

- 大阪支店 管理・業務グループ
TEL：06-6233-4017
・貿易一般保険（個別保険、組合別包括保険、企業総合保険）で金額の上限など国別の引受条件を満たしている案件の引受の個別審査
・限度額設定型貿易保険、中小企業輸出代金保険に関する引受
・輸出手形保険の保険関係成立の相談対応、個別審査

- 大阪支店 営業グループ
TEL：06-6233-4018
・貿易一般保険（個別保険、組合別包括保険、企業総合保険）で金額の上限など国別の引受条件を満たしている案件の引受の相談対応
・限度額設定型貿易保険、中小企業輸出代金保険に関する引受の相談対応

決済期間が2年以上の案件

- 本店 営業第一部引受第二グループ
TEL：03-3512-7668
・貿易一般保険、輸出保証保険、前払輸入保険の引受の相談対応、個別審査、内諾書交付
・貿易一般保険、貿易代金貸付保険においては、政府直貸しや政府などの保証がついている案件又は政府などの保証が付いていない案件で、非常危険のみのでん補を希望する案件の引受の相談対応、個別審査、内諾書交付

- 本店 営業第二部
貿易代金貸付保険（2年以上）のNON-L/G案件、海外事業資金貸付保険及び海外投資保険の引受の相談対応、個別審査、内諾書交付

- 電力・鉱物資源チーム
TEL：03-3512-7673

- 石油・天然ガスチーム
TEL：03-3512-7672
TEL：03-3512-7744

インフラストラクチャーチーム

- インフラ・航空機ファイナンス
TEL：03-3512-7674
・製造業・サービス業
TEL：03-3512-7601

資源エネルギー総合保険チーム

- 石油・天然ガス
TEL：03-3512-7744
・鉱物資源
TEL：03-3512-7673
・海外投資保険
TEL：03-3512-7744

■海外商社や銀行の格付け等の与信管理についてのお問い合わせ

- 本店 営業第一部引受第一グループ
TEL：0120-671-094
●大阪支店 営業グループ
TEL：06-6233-4018

■海外商社名簿への登録・変更等の手続についてのお問い合わせ

- 本店 営業第一部引受第一グループ
TEL：0120-671-094
●大阪支店 営業グループ
TEL：06-6233-4018

■個別保証枠の確認・残高照会についてのお問い合わせ

- 本店 営業第一部業務管理グループ
TEL：03-3512-7610
●大阪支店 管理・業務グループ
TEL：06-6233-4017

■保険申込書についてのお問い合わせ

- 本店 営業第一部業務管理グループ
TEL：03-3512-7664
●大阪支店 管理・業務グループ
TEL：06-6233-4017

■保険証券の発行についてのお問い合わせ

- 本店 営業第一部業務管理グループ
TEL：03-3512-7664
●大阪支店 管理・業務グループ
TEL：06-6233-4017

■保険料納付・保険料返還についてのお問い合わせ

- 本店 営業第一部業務管理グループ
TEL：03-3512-7664
●大阪支店 管理・業務グループ
TEL：06-6233-4017

■内容変更の承認申請書についてのお問い合わせ

- 本店 営業第一部業務管理グループ
TEL：03-3512-7664
●大阪支店 管理・業務グループ
TEL：06-6233-4017

■質権の設定承認等、各種申請についてのお問い合わせ

- 本店 営業第一部業務管理グループ
TEL：03-3512-7664
●大阪支店 管理・業務グループ
TEL：06-6233-4017

■決済期確定の通知など各種通知についてのお問い合わせ

- 本店 営業第一部業務管理グループ
TEL：03-3512-7664
●大阪支店 管理・業務グループ
TEL：06-6233-4017

■危険発生通知書・損失発生通知書及び入金通知書についてのお問い合わせ

- 本店 債権業務部査定回収グループ
TEL：03-3512-7663
●大阪支店 管理・業務グループ
TEL：06-6233-4017

■保険金請求書・保険事故査定及び回収金納付などについてのお問い合わせ

- 本店 債権業務部査定回収グループ
TEL：03-3512-7663
●大阪支店 管理・業務グループ
TEL：06-6233-4017

■バリエーション・リスケジュールやその回収金の配分などについてのお問い合わせ

- 本店 債権業務部債権管理グループ
TEL：03-3512-7725

■上記以外の保険事故債権の査定・回収業務全般についてのお問い合わせ

- 本店 債権業務部債権企画グループ
TEL：03-3512-7658
●大阪支店 管理・業務グループ
TEL：06-6233-4017

■「環境社会配慮のためのガイドライン」についてのお問い合わせ

- 本店 審査部環境グループ
TEL：03-3512-7685

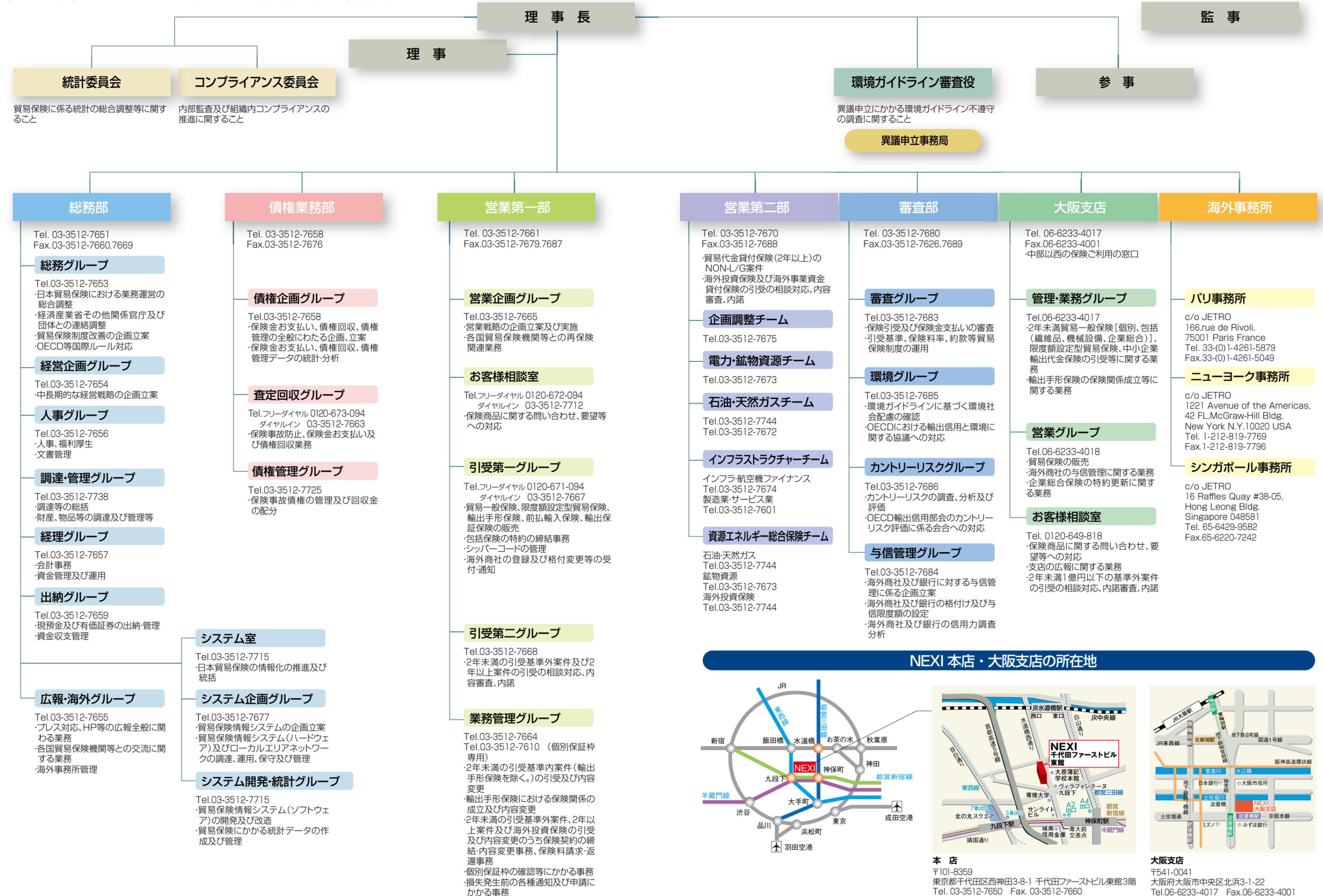
■情報公開についてのお問い合わせ

- 本店 総務部広報・海外グループ
TEL：03-3512-7655

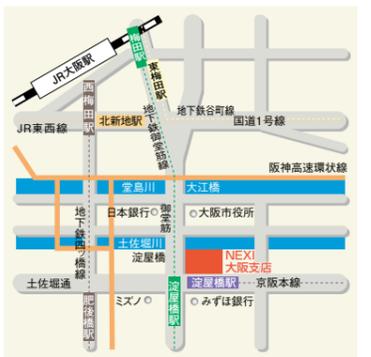
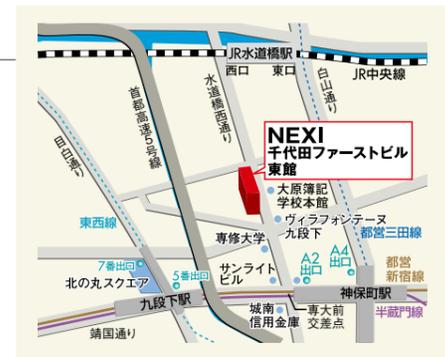
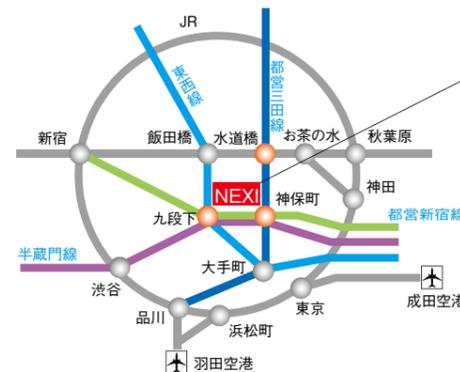
■ホームページや年次報告書など広報全般についてのお問い合わせ

- 本店 総務部広報・海外グループ
TEL：03-3512-7655

独立行政法人日本貿易保険の組織図 (2008年6月1日～)



NEXI 本店・大阪支店の所在地



本店
〒101-8359
東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館3階
Tel. 03-3512-7650 Fax. 03-3512-7660

交通 ● **神保町駅** A2番出口から徒歩5分
● **九段下駅** 7番出口から徒歩7分
● **JR水道橋駅** 西口から徒歩5分

大阪支店
〒541-0041
大阪府大阪市中央区北浜3-1-22
Tel. 06-6233-4017 Fax. 06-6233-4001

交通 ● **淀屋橋駅** 1番出口から徒歩1分